

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
コミュニティソーシャルワーカー配置事業	健康福祉総務課	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	障害者や高齢者、ひとり親家庭等の援助を要するあらゆる者を対象に、見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談、支援の必要な福祉サービスへのつなぎ等を行うため、いきいきネット相談支援センターを開設し、コミュニティソーシャルワーカーを配置している。	いきいきネット相談支援センターを開設し、令和2年度は、コミュニティソーシャルワーカーを3名増員し、9名を配置し、延べ8,999件の相談に対応した。 「出張相談会」や、「相談窓口・多職種連携会議」が中止となったが、「新型コロナウイルスに関する相談、取り組み状況」というアンケートを関係機関向けに実施し情報共有するなど、関係機関と連携を図りながら支援に努めた。 また、「あんしんコール」や「ふれあいポスティング」を実施することで、要援護者の見守りや早期発見・情報提供等にも取り組んだ。 相談を通じて問題解決につながったと感じている割合 R2 84%	新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面でなくとも人と人とがつながる仕組みの構築が課題となった。 複数の課題を抱えた支援者が増加している中、関係機関との連携をより深めていく必要がある。 どの制度にも当てはまらない制度の狭間の支援者については、CSWの特性を活かした臨機応変な支援が求められるため、各種福祉サービス情報を把握するとともに関係機関との密な連携を図り、地域全体でセーフティネットの構築を図る必要がある。	相談内容が複合化するなどしており、他の相談機関等との連携が不可欠であるため、引き続き連携を深めていき、コミュニティソーシャルワーカーの周知と地域でのセーフティネットの構築を図っていく。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況にも注視しながら、対面でなくとも関係機関や相談者等とつながる方法を検討していく。	推進
	健康福祉総務課	複合的な生活課題への対応	障害者や高齢者、ひとり親家庭等の援助を要するあらゆる者を対象に、見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談、支援の必要な福祉サービスへのつなぎ等を行うため、いきいきネット相談支援センターを開設し、コミュニティソーシャルワーカーを配置している。	例年、「出張相談会」でアウトリーチの機会を設けたり、複合的な課題にも対応できるよう関係機関とのスムーズな連携を図るため「相談窓口・多職種連携会議」を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止となった。生活困窮等の深刻化する相談に対して、関係機関と連携を図りながら支援に努めている。 相談窓口・多職種連携会議参加者数 R2 0	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、出張相談や多職種連携会議が実施できなかった。	関係機関との連携が図れるよう、WEB開催や、その他の方法について、実施できることを検討し、事業が停滞しないよう、取り組みを進めていく。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取り組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
枚方市地域包括支援センター	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	枚方市地域包括支援センターを13か所設置し、各センターに主任介護専門員、社会福祉士、保健師などを配置。介護、福祉、健康、医療などの関係機関及び地域団体などと連携をとりながら総合相談支援業務、権利擁護業務など、地域における高齢者の総合相談窓口として活動を行っている。	令和2年度は各センターで、延28,891件の相談に対応。また、関係機関や地域団体と連携するなかで、各センターが開催・参加した会議の回数は212回であった。	地域包括ケアシステムの構築・深化を進めていくうえで、高齢者を支援する機関として、地域団体や関係機関などとの更なる連携強化が求められる。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、センターへの相談内容が多様化、複雑化しており、センター職員のスキルアップの向上や体制強化が求められる。	ひらかた高齢者保健福祉計画(第8期)策定のなかで、高齢者人口の増加に伴うセンター職員について、7か所の地域包括支援センターに各1名増員に向けた検討・調整により、令和3年4月以降の配置を行う。地域ケア会議等を利用し、地域団体や関係機関などとの連携強化を図っていく。また、センター職員の自己研鑽はもとより、専門職が専門性を十分に発揮できるように、3職種の連携を図る共通チーム会議等を利用してセンター職員のスキルアップに務める。	拡充
	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	複合的な生活課題への対応	枚方市地域包括支援センターを13か所設置し、各センターに主任介護専門員、社会福祉士、保健師などを配置。介護、福祉、健康、医療などの関係機関及び地域団体などと連携をとりながら総合相談支援業務、権利擁護業務など、地域における高齢者の総合相談窓口として活動を行っている。	令和2年度は各センターで、延28,891件の相談に対応。うち、関係機関や地域団体と連携を要する困難対応事例の相談件数は1,946であった。	地域包括ケアシステムの構築・深化を進めていくうえで、高齢者を支援する機関として、地域団体や関係機関などとの更なる連携強化が求められる。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、センターへの相談内容が多様化、複雑化しており、センター職員のスキルアップの向上や体制強化が求められる。	ひらかた高齢者保健福祉計画(第8期)策定のなかで、高齢者人口の増加に伴うセンター職員について、7か所の地域包括支援センターに各1名増員に向けた検討・調整により、令和3年4月以降の配置を行う。地域ケア会議等を利用し、地域団体や関係機関などとの連携強化を図っていく。また、センター職員の自己研鑽はもとより、専門職が専門性を十分に発揮できるように、3職種の連携を図る共通チーム会議等を利用してセンター職員のスキルアップに務める。	拡充
障害者地域生活支援事業	福祉事務所 (障害福祉担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	障害者・児や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などの援助を行い、障害者・児が地域で自立した生活を営むことができるよう総合的、継続的に支援している。	訪問や来所、電話、電子メール等による相談支援について、令和2年度は市内6か所の相談支援事業所で、7,809件の相談に対応した。	地域全体で障害者を支えるために必要となる施策について、障害者支援の関係機関で議論を行い、障害者施策の総合的、かつ計画的な推進を図る必要がある。	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市内6か所の相談支援事業所のうち、3か所を基幹相談支援センターと位置付けており、この基幹相談支援事業所を中心として、障害者施策の総合的、かつ計画的な推進を図る。	推進
	福祉事務所 (障害福祉担当)	複合的な生活課題への対応	障害者地域生活支援事業として、6法人を相談支援センターとし、相談支援事業を委託し、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための援助や支援等を行っている。そのうち2法人はピアカウンセリングを行うなど、利用を希望する障害者に対応し、また、そのうちの3法人については、基幹相談支援センターとして位置付け、身体・知的・精神障害者等に対応した総合的な相談支援の窓口の設置や、特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所が困難と感じる事例への後方支援などを行うことで、センター間の連携の機能強化を行い、より専門的な対応ができるよう相談支援センターの体制を努めている。	訪問や来所、電話、電子メール等による相談支援について、令和2年度は市内6か所の相談支援事業所で、相談対応にあたった実利用者数は、976人。	地域全体で障害者を支えるために必要となる施策について、障害者支援の関係機関で議論を行い、障害者施策の総合的、かつ計画的な推進を図る必要がある。	障害者からの相談に応じ、必要な情報提供および助言、サービスの利用など関係機関と連携しつつ、地域の社会資源を活用し必要な援助を行う。また、センター間の連携の機能強化を行い、より専門的な対応ができるように、相談支援センターの体制の充実を図る。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
枚方市障害者虐待防止センター	福祉事務所(障害福祉担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	障害者への虐待防止のため、市民や医療機関・団体等に対し、情報提供等呼び掛けの啓発を行う。また、障害者虐待防止センターは、電話受付を転送電話により24時間対応とし、迅速かつ適切に努めている。	障害者虐待防止センターでは、迅速かつ適切な対応に努め、また早期発見の観点から、市内6か所の障害者相談支援センターにも受付の協力を得ているほか、緊急時の一時保護施設として8か所の事業所と契約を結んでいる。また、関係機関との協力体制と虐待事案に関する情報の共有化を図るため、枚方市障害者虐待防止関係機関会議を開催している。 相談件数 R2 49	引き続き関係機関と緊密に連携を取り、障害者虐待防止に係る啓発周知に努める。	障害者虐待の未然防止のため、関係機関との連携強化で情報共有を行い、広報・啓発活動に取り組むことで虐待の早期発見・早期対応を行う。	推進
	福祉事務所(障害福祉担当)	複合的な生活課題への対応	生活困窮者対応やこころの病対応、児童問題等、庁内外の関連部門とともに、年に1回、枚方市障害者虐待防止関係機関会議を開催し、関係機関と情報共有を図っている。	市内6か所の障害者相談支援センターのほか、警察・消防や福祉事務所各部門や子ども育ち見守りセンター等が参加した、枚方市障害者虐待防止関係機関会議を昨年度は1度開催した。 開催回数 R2 1	引き続き関係機関と緊密に連携を取り、障害者虐待防止に係る啓発周知に努める。	障害者虐待の未然防止のため、関係機関との連携強化で情報共有を行い、広報・啓発活動に取り組むことで虐待の早期発見・早期対応を行う。	推進
ひきこもり等子ども・若者相談支援センター	子どもの育ち見守りセンター	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	子どもの育ち見守りセンター内にひきこもり等子ども・若者相談支援センターを設置。ひきこもり等の子ども・若者やその家族等の相談窓口として、専門の相談員による相談を実施。次のステップとして少人数での活動を通して社会とのつながりを築く場である居場所支援事業「ひらぼ」や、同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的とする家族の会を実施している。	ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおける相談件数は、延べ相談件数が2,843件、その内、新規相談件数は72件であった。また、居場所支援事業「ひらぼ」は、61回開催で、延べ参加人数は373人、家族の会は、6回開催で、延べ参加人数は52人であった。オンライン等を活用するなど、相談者とつながる場を継続することに努めた。 相談件数 R2 2,843件	ひきこもり等の子ども・若者とその家族が早期に相談・支援につながるため相談支援の充実を継続すること、当事者視点に立った支援をめざす。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ひきこもり等の困難な状況は増加すると想定される中、感染拡大防止のため事業を中止としたり、相談が減少したりしたことへの手立てが、次の課題。	引き続き、ひきこもり等の子ども・若者への相談支援の充実を進めるとともに、「枚方市子ども・若者支援地域協議会」のネットワークを活かした、相談・支援の周知・啓発のための市民講座等の事業を実施する。	推進
	子どもの育ち見守りセンター	複合的な生活課題への対応	支援を必要としている子ども・若者やその家族に、適した情報が届けられるように、また切れ目のない適切な支援が行える体制づくりができるよう、「枚方市子ども・若者支援地域協議会」を定期的に開催し、支援機関の連携を図っている。 会議開催回数 R2 5回	「枚方市子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議は書面にて共有を行い、実務者会議である「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」は5回(内ウェブ会議による開催が2回)開催し、関係機関の更なる連携とネットワークの向上を図りながら、相談窓口の周知や体制の充実に努めた。 会議開催回数 R2 5回	様々な要因が重なりあってひきこもり等の困難な状況になっていることが多いため、ひとつの窓口だけでの支援は難しく、引き続き、各関係機関のネットワークを活かし、連携が図れるような体制の充実に努めることが課題。	「枚方市子ども・若者支援地域協議会」の参加関係機関が主体的に参加できる協議会づくりを行い、ネットワークを活かした施策の推進に取り組む。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取り組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
青少年相談(青少年サポート事業)	子ども青少年政策課	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	青少年の様々な悩み(ひきこもり、不登校、いじめ、人間関係等)について概ね26歳までの青少年とその保護者の相談に応じている。	令和2年度の相談件数は48件(面接:32件、電話:16件)であった。 青少年サポート講座については、令和3年2月20日に「青年期の課題にどう向き合うか〜どのように考えて、どう対応するか〜」をテーマを予定していたが、コロナウイルス感染症状況により中止となった。 相談件数 R2 48件	悩みをもつ青少年やその家族に広く利用してもらえるよう、相談機関等の情報を周知していくことが必要である。また、「青少年サポート講座」については、多くの方に参加いただけるよう内容の充実を図っていくことが課題である。	ひきこもりや不登校など様々な問題を抱えている青少年や保護者に対して専門相談員による相談事業を行っていき、相談機関等の情報を広報、ホームページ、センターだより等により周知していく。また、サポート講座では、関心の高いテーマを扱うなど内容の充実を図っていく。	推進
	子ども青少年政策課	複合的な生活課題への対応	青少年の様々な悩み(ひきこもり、不登校、いじめ、人間関係等)について概ね26歳までの青少年とその保護者の相談に応じている。	令和2年度の相談件数は48件(面接:32件、電話:16件)であった。 青少年サポート講座については、令和3年2月20日に「青年期の課題にどう向き合うか〜どのように考えて、どう対応するか〜」をテーマを予定していたが、コロナウイルス感染症状況により中止となった。 相談件数 R2 48件	悩みをもつ青少年やその家族に広く利用してもらえるよう、相談機関等の情報を周知していくことが必要である。また、「青少年サポート講座」については、多くの方に参加いただけるよう内容の充実を図っていくことが課題である。	ひきこもりや不登校など様々な問題を抱えている青少年や保護者に対して専門相談員による相談事業を行っていき、相談機関等の情報を広報、ホームページ、センターだより等により周知していく。また、サポート講座では、関心の高いテーマを扱うなど内容の充実を図っていく。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
自立相談支援センター	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	健康福祉総合相談担当に自立相談支援センターを設置し、生活困窮者からの相談を包括的に受け、自立に向けた継続的・寄り添い型の支援を実施している。 生活困窮者が抱える課題の評価・分析、自立に向けたプランの作成を行い、関係機関等との調整を行う支援調整会議を実施し、就労支援等の自立に向けた支援を行う。また、生活困窮者を支援する地域ネットワークを構築し、地域で生活困窮者を把握し支援できる仕組みを目指す。 また、以下の支援策等を活用しながら、自立に向けた支援を行う。①離職等を原因に住居を失った又は失うおそれのある方に対し、有期で家賃分の支給を行う住居確保給付金の支給を実施。②直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に向けた段階的な支援を行う就労準備支援事業を実施。③住居を持たない生活困窮者に対し、一時的な宿泊場所を提供することにより、緊急、一時的な支援を行う一時生活支援事業を実施。④家計状況の根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように家計再建に向けたきめ細かな相談や関係機関へつなぎ、生活再生を支援する家計改善支援事業を実施。	令和2年度は就労支援「ひらかた」(ハローワークコーナー)常設窓口と連携し増収者1名を含む50名の就労が決定した。 また、複数の関係機関の実務者による定例の支援調整会議(支援会議)を合計4回実施し、支援計画の作成や支援の調整及び支援方法の協議を行った。ハローワーク枚方とは随時の支援調整会議を行い、迅速な就労支援を行った。 市役所内各課窓口、図書館、支所、ハローワーク枚方、地域包括支援センター、市内ネットカフェ等に、センターのチラシを配架した。 ①住居確保給付金を263名に支給。②就労準備支援事業については、12名に対し一般就労に向けた継続的な支援を行なった。③住居を持たない生活困窮者37名に対し一時生活支援事業の支援を行った。④家計改善支援事業については、6名の新規相談者に対し延べ25件の家計管理や関係機関へつなぎ支援を実施した。	生活困窮者を早期に発見し、支援につなげることが重要であるため、制度の周知が課題である。そのため、CSWや民生委員及び庁内外の関係機関等とのネットワークの連携が重要である。 また、自立相談支援機関に隣接されたハローワークコーナーの利便性について、まだまだ知られていないことが多いため、市民に向けた周知が必要である。	問題を抱えた相談者に対し、CSWや関係機関等に当センターの相談支援員が同行し、支援を行うアウトリーチを進めて行く。就労開始や増収による、生活保護廃止後の世帯について、家計改善支援事業を含む各事業の利用を案内し、生活保護担当とスムーズな連携を行う。 定期的で開催している支援調整会議(支援会議)において、ハローワークの就労支援ナビゲーターと情報共有や意見交換を行い、効果的な就労支援を進めて行く。 他部署のネットワーク会議等に積極的に参加し、引き続き制度の周知を行い、地域の民生委員や地域包括支援センター及びCSW等の関係機関と連携したアウトリーチを進める。	推進
	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	複合的な生活課題への対応	生活困窮者自立支援制度において、生活に困窮するおそれのある方や生活困窮の状態にある方に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことにより、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る。	複数の関係機関の実務者による定例の支援調整会議(支援会議)を合計4回実施し、複合的な課題を有するケースについて、支援計画の作成や支援の調整及び支援方法の協議を行った。また庁内外の関係機関に対し、生活困窮者を把握した場合の連携についての確認を行った。	自立相談支援センターにおいては、これまでも生活困窮者の相談を幅広く受け止めてきたが、包括的相談支援事業の一環として自立相談支援事業を実施するために他の3分野(介護、障害、子ども)との連携を一層強化し、一体的な実施を図る必要がある。	令和3年度、地域住民の複雑・多様化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施予定。令和4年度以降に実施する重層的支援体制整備事業における生活困窮分野での体制整備に努める。	推進
				就労等により増収できた人数			
				R2			
				50			
				支援会議開催件数			
				R2			
				4回			

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
枚方市男女共生フロア・ウィル	人権政策室	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	男女共生フロア・ウィルにおいて、女性のための各種相談事業、男性のための電話相談、LGBT電話相談を実施している。相談者の立場を尊重した相談と各種情報提供や助言を行い、相談者の問題解決や自立を図る。	令和2年度(2020年度)末現在、女性のための法律相談は女性弁護士4名、面接相談、電話相談はそれぞれ女性相談員3名、男性のための電話相談は男性相談員、LGBT電話相談は当事者の相談員が対応している。令和2年度の相談件数は、女性のための法律相談104件、面接相談415件、電話相談515件、男性のための電話相談40件、LGBT電話相談6件であった。当該年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時、面接での相談を中止したが、その後、女性のための面接相談では、来所に不安がある方のために電話での相談を受け付けたり、飛沫予防の透明仕切りを用意したりするなどの取組により、相談者が安心して相談できるよう配慮した。また、女性のための面接相談の新規相談者のための優先枠の確保については、運用を継続している。	相談の内容によっては福祉サービス等へつなぐ必要のあるケースもあり、関係部署との連携を引き続き整備していく必要がある。また、男性のための電話相談、LGBT電話相談についてはさらなる周知が不可欠である。	男性のための電話相談、LGBT電話相談の周知については、広報ひらかたに複数回記事の掲載を予定しているほか、SNSでも時間や回数を工夫しながら発信し、周知に努める。LGBT以外の相談事業を委託している枚方人権まちづくり協会との連携をさらに強化するほか、それ以外の関係部署ともスムーズな連携ができるよう努める。	推進
	人権政策室	複合的な生活課題への対応	男女共生フロア・ウィルにおいて、女性のための各種相談事業、男性のための電話相談、LGBT電話相談を実施している。相談者の立場を尊重した相談と各種情報提供や助言を行い、相談者の問題解決や自立を図る。	2ヶ月に1回のペースで、市、枚方人権まちづくり協会、相談員全員を構成員とした合同会議を実施し、情報共有や啓発事業情報提供、相談員スキルアップのための研修などを行っている。また、必要に応じてDV相談室と連携している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによる会議も1回開催した。	相談の内容によっては福祉サービス等へつなぐ必要のあるケースもあり、関係部署との連携を引き続き進めていく必要がある。	引き続き、2ヶ月に1回のペースで合同会議を実施する。現在の相談傾向を確認するなどの情報共有を行うほか、研修を実施するなどにより、スキルアップを図る。	推進
				相談件数 R2 1,080件			
				会議実施回数 R2 5回			

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
母子・父子自立支援員	子どもの育ち見守りセンター	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	ひとり親家庭や寡婦の自立を支援するため、生活の安定や自立のための各種相談、母子父子寡婦福祉資金の貸付事務等を行い、必要に応じて他の支援機関につなげるにより、ひとり親家庭等の総合的・包括的な支援を行っている。	ひとり親やひとり親になるかもしれない方からの様々な相談に対応している。令和2年度実績としては、就労や自立支援等に関するもの101件(2件)、離婚に関する相談246件(17件)母子父子寡婦福祉資金貸付等の経済的支援に関するもの429件(10件)、母子生活支援施設への入所相談や入所者訪問に関するもの22件、合計798件(29件)の相談に応じた。※()内はうち父子家庭相談件数 相談件数 R2 798	DVやネグレクト等関係機関から繋がるケースが増加傾向にあり、これまで以上に関係機関との連携が重要になっている。	今後も男女共生フロア・ウィルや家庭児童相談担当等を始めとする関係機関と現状の連絡等を密に取り合い、適切な制度に繋げていく。	推進
	子どもの育ち見守りセンター	複合的な生活課題への対応	ひとり親やひとり親になるかもしれない方からの様々な相談について、必要に応じて他の支援機関につなげるにより、ひとり親家庭等の総合的・包括的な支援を行っている。	ひとり親やひとり親になるかもしれない方からの様々な相談に対応している。令和2年度実績としては、就労や自立支援等に関するもの101件(2件)、離婚に関する相談246件(17件)母子父子寡婦福祉資金貸付等の経済的支援に関するもの429件(10件)、母子生活支援施設への入所相談や入所者訪問に関するもの22件、合計798件(29件)の相談に応じるとともに、必要に応じて、DV相談や生活保護窓口等を案内した。※()内はうち父子家庭相談件数 相談件数 R2 798	各関係機関とのネットワークの維持、連携強化とを図っていく必要がある。	研修や講演会に積極的に参加し、各関係機関の支援情報を取得することで適切な支援につなげていく。	推進
母子・父子福祉推進委員	子どもの育ち見守りセンター	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	概ね小学校区ごとに母子父子福祉推進委員を配置し、相談に応じている。また、必要に応じて母子・父子自立支援員につなげる。	平成28年度より、相談対象に父子家庭を追加し、母子父子福祉推進委員と名称を変更している。概ね小学校区ごとに1名配置され、地域のひとり親家庭等から116件の相談に応じた。また、母子父子福祉推進委員研修として弁護士による「養育費の取得について」を実施した。 相談件数 R2 116	コロナウイルス感染防止の観点から直接相談に応じることが困難だった。また、枚方市母子寡婦福祉会会員の方に母子父子福祉推進委員を依頼しているが、高齢化や新規会員数が減少している。	直接相談に応じることが困難な場合には、子どもの育ち見守りセンターにつないでもらい、相談に応じることができるようになる。会員数の減少については、児童扶養手当の更新時や講演会等ひとり親家庭の方が集まる機会に、案内パンフレットの送付を通じて、枚方市母子寡婦福祉会の周知を図っていくことで新規会員を募っていく。	推進
	子どもの育ち見守りセンター	複合的な生活課題への対応	ひとり親からの様々な相談について、必要に応じて他の支援機関につなげている。	平成28年度より、相談対象に父子家庭を追加し、母子父子福祉推進委員と名称を変更している。概ね小学校区ごとに1名配置され、地域のひとり親家庭等から116件の相談に応じた。また、母子父子福祉推進委員研修として弁護士による「養育費の取得について」を実施した。 相談件数 R2 116	コロナウイルス感染防止の観点から直接相談に応じることが困難だった。また、枚方市母子寡婦福祉会会員の方に母子父子福祉推進委員を依頼しているが、高齢化や新規会員数が減少している。	直接相談に応じることが困難な場合には、子どもの育ち見守りセンターにつないでもらい、相談に応じることができるようになる。会員数の減少については、児童扶養手当の更新時や講演会等ひとり親家庭の方が集まる機会に、案内パンフレットの送付を通じて、枚方市母子寡婦福祉会の周知を図っていくことで新規会員を募っていく。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取り組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」	人権政策室	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づく「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、電話及び面接にて相談対応している。適切な機関への紹介、被害者の心身の健康の回復への援助、自立支援、保護命令、保護施設に関する情報提供などを行っている。	令和2年度(2020年度)は、面接相談481件、電話相談885件の相談対応を行い、緊急一時保護対応を2件行った。 デートDV予防啓発として、DV相談窓内カードを市内の希望する高校に配布し、また、教育委員会と連携し、市立小学校8校、中学校6校でデートDV予防教育を実施した。	DV被害者の中には様々な課題を抱えている方もいるため、市役所内の関係部署等との連携を強化していく必要がある。また、専門性の高い相談に対応できる相談員のスキルが必要である。DV予防教育については、教育委員会と連携し、全校で実施可能な方法について検討を行う必要がある。	引き続き、枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議実務者会議及び代表者会議、支援者研修を実施して、関係機関の連携及びDV支援者のスキルアップを図る。DVDV相談員が国や府等の研修に参加し、専門性のアップに取り組む。 教育委員会と連携し、全校で実施可能な方法について検討を行う。	推進
	人権政策室	複合的な生活課題への対応	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づく「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、電話及び面接にて相談対応している。適切な機関への紹介、被害者の心身の健康の回復への援助、自立支援、保護命令、保護施設に関する情報提供などを行っている。	DV被害者支援にあたって、外部関係機関と本市関係部課との相互連携のため、枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議実務者会議及び代表者会議を開催した。また、関係機関連絡会議構成員などを対象に、DV被害者への適切な支援や二次被害防止を目的とした支援者研修を行った。	DV被害者の中には様々な課題を抱えている方もいるため、市役所内の関係部署等との連携を強化していく必要がある。	引き続き、枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議実務者会議及び代表者会議、支援者研修を実施して、関係機関の連携及びDV支援者のスキルアップを図る。	推進
成人健康相談	地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	「自分の健康は自分で守る」という基本理念により、心身の健康について個人の相談に応じ指導や助言を行い、日常生活の健康維持・増進を図る。 また、在宅生活における心身の機能低下の防止と、健康の保持増進を図ることを目的に、相談内容に応じ必要な専門職が訪問し、指導援助を行う。	定例開催の健康相談は毎月1回、栄養相談は毎月4回実施。定例開催以外の相談は、地区組織活動等と併せて実施。 健康相談延べ2,523件 栄養相談延べ107件 また、訪問指導延べ126件の利用があった。	定例開催の健康相談・栄養相談については、利用者数を増やすための周知啓発方法が課題となっている。	他の健康づくりに関する講座等に参加した者で、生活習慣病等にかかるリスクの高いと思われる者を早期に発見することに努め、その場で相談予約を受け付ける等、周知啓発方法の工夫を図り、より利用しやすい相談を目指す。	推進
	地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当)	複合的な生活課題への対応	「自分の健康は自分で守る」という基本理念により、心身の健康について個人の相談に応じ指導や助言を行い、日常生活の健康維持・増進を図る。 また、在宅生活における心身の機能低下の防止と、健康の保持増進を図ることを目的に、相談内容に応じ必要な専門職が訪問し、指導援助を行う。	定例開催の健康相談は毎月1回、栄養相談は毎月4回実施。定例開催以外の相談は、地区組織活動等と併せて実施。 健康相談延べ2,523件 栄養相談延べ107件 また、訪問指導延べ126件の利用があった。	定例開催の健康相談・栄養相談については、利用者数を増やすための周知啓発方法が課題となっている。	他の健康づくりに関する講座等に参加した者で、生活習慣病等にかかるリスクの高いと思われる者を早期に発見することに努め、その場で相談予約を受け付ける等、周知啓発方法の工夫を図り、より利用しやすい相談を目指す。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
母子健康相談	地域健康福祉室(母子保健担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	妊娠届出時には、保健師や助産師が全数面接を実施し、妊娠・出産・子育てに関する相談及び情報提供を行う。また、妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、乳幼児健康相談・母子電話来所相談・母乳相談・栄養相談・個別相談の各種健康相談を実施。疾病の予防や健康の保持増進、地域で孤立している母親の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるよう支援する。必要に応じて関係機関とも連携を図り、地区担当保健師による家庭訪問等継続的な支援を実施する。	乳幼児健康相談・母子電話来所相談・母乳相談・栄養相談・個別相談・家庭訪問を実施した。妊娠届出については、新型コロナウイルス感染予防のため、郵送での届出も可能とし、面接の代わりに電話による相談を実施した。また、妊婦を対象に、オンラインによる相談も実施した。 相談件数 R2 12,536件	新型コロナウイルス感染症の流行下においても、感染対策に留意しながら、できる限り事業を継続していくことが課題となっている。	昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、個別対応やオンラインの活用等により事業を継続実施する。	推進
	地域健康福祉室(母子保健担当)	複合的な生活課題への対応	妊娠届出時には、保健師や助産師が全数面接を実施し、妊娠・出産・子育てに関する相談及び情報提供を行う。また、妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、乳幼児健康相談・母子電話来所相談・母乳相談・栄養相談・個別相談の各種健康相談を実施。疾病の予防や健康の保持増進、地域で孤立している母親の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるよう支援する。必要に応じて関係機関とも連携を図り、地区担当保健師による家庭訪問等継続的な支援を実施する。	必要な支援に円滑につながるよう、個別ケース会議等を通して関係機関と連携を図り、必要時には相談窓口や医療機関への同行支援等を行った。 関係機関と電話等で連携した件数 R2 5,426件	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、関係機関との会議については、実施や参加人数を制限する必要があった。	書面やオンライン等を活用し、可能な限り開催するよう努める。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
健康福祉相談センター北部リーフ	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	住民にとって、身近な地域相談拠点として、健康福祉相談支援センター(北部リーフ)を設置し、妊娠・出産から子育て期、成人・高齢期まで切れ目なく、健康や子育て、福祉に関する相談・支援を行っている。	令和2年度は保健師、社会福祉主事(令和2年11月より配置)は常駐、助産師、心理相談員、管理栄養士等が必要な業務を実施する時に向向。 【窓口受付・相談対応】3,324件(うち福祉相談121件) 【予約制相談】253件 【家庭訪問・出前健康相談】634件 この地域で今後も子育てをしたいと思う親の割合 R2 97%	地域資源の把握や健康課題の抽出を行い、地域のニーズにあわせた啓発や健康問題への早期介入や、多種多様な悩みを抱えた方々の相談や課題に対し、関係機関との情報共有など連携して円滑かつ適切に対応できるように取り組む必要がある。	地域での活動の充実を図り、令和2年度は福祉に係る相談機能を付加し、その運用も見極めながら、市内拠点整備のあり方について検討を行う。	推進
	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	複合的な生活課題への対応	住民にとって、身近な地域相談拠点として、健康福祉相談支援センター(北部リーフ)を設置し、妊娠・出産から子育て期、成人・高齢期まで切れ目なく、健康や子育て、福祉に関する相談・支援を行っている。	令和2年度は保健師、社会福祉主事(令和2年11月より配置)は常駐、助産師、心理相談員、管理栄養士等が必要な業務を実施する時に向向。 【窓口受付・相談対応】3,324件(うち福祉相談121件) 【予約制相談】253件 【家庭訪問・出前健康相談】634件 困難事例相談件数 R2 456	地域資源の把握や健康課題の抽出を行い、地域のニーズにあわせた啓発や健康問題への早期介入や、多種多様な悩みを抱えた方々の相談や課題に対し、関係機関との情報共有など連携して円滑かつ適切に対応できるように取り組む必要がある。	地域での活動の充実を図り、令和2年度は福祉に係る相談機能を付加し、その運用も見極めながら、市内拠点整備のあり方について検討を行う。	推進
家庭児童相談	子どもの育ち見守りセンター	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	児童虐待や18歳未満の子どもとその家族に関する様々な相談に応じている。	外部講師によるアセスメントやケース対応についての専門研修や事例検討会などを計6回実施し、職員の資質向上を図った。 子育ての知識やスキルを学び、子育ての方法を身につけるために、グループによる親支援プログラム「トリプルP(前向き子育てプログラム)」を2回実施、父親向けの講座を土曜日に1回実施した。また、平成26年度から30年度までにトリプルPを受講した保護者に対して、フォローアップ交流会を実施した。 相談件数 R2 33,896	複雑多様化する相談や生命の危険性のある児童虐待についての的確に対応することが求められており、より高度な面接技法やアセスメントに関する専門的能力の向上が必要となる。	今年度も児童虐待防止を目的とし、親支援として、トリプルPプログラム、子ども支援としてファンフレンズプログラムを実施する。	推進
	子どもの育ち見守りセンター	複合的な生活課題への対応	児童虐待や18歳未満の子どもとその家族に関する様々な相談に応じている。	児童虐待防止の取組みとして、枚方市児童虐待連絡会議を立ち上げて、各関係機関との連携強化とネットワーク化を図り、児童虐待の早期発見及び適切な保護や支援を行っている(代表者会議、実務者会議、拡大実務者会議、運営会議、援助方針確認会議を開催)。 18歳未満の子どもに対し、プレイセラピー等を必要に応じて実施した延べ相談件数 R2 5,365	各関係機関とのネットワークの維持、連携強化を図っていく必要がある。	各種会議の開催と関係機関向け研修を実施し、児童虐待の早期発見及び適切な保護や支援につなげていく。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取り組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
民生委員・児童委員	健康福祉総務課	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	日頃より住民の立場に立ち、地域住民への声掛けや相談への対応を行い、必要に応じて行政への情報提供や関係機関へつなぐ等の支援を行っている。	地域住民への見守り活動や相談対応、困りごとに対する支援等を行っている。分野別相談・支援件数は以下のとおり。 【高齢者に関すること】7,365件 【子どもに関すること】1,180件 【障害者に関すること】469件 【その他】1,836件	新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪問や声掛けを中心とする民生委員の見守り活動にも支障が生じている。見守りが必要とする市民の多くが高齢者であることや、民生委員自身も高齢化が進んでいることから、コロナ禍では通常通りの支援が困難となっており、電話やインターホン越しの訪問など、見守り活動を工夫して展開していく必要がある。 更に、民生委員のなり手不足も課題として挙げられ、定年延長による高齢者の就業機会や支援対象である高齢者の増加に伴う民生委員の負担増など、様々な要因が考えられる。民生委員のなり手が不足することにより、民生委員一人一人の更なる負担増加に繋がっている。	コロナ禍において、電話の積極的な活用など、対面形式以外での支援方法を検討し、地域住民に寄り添った見守り活動や支援を引き続き継続していく。 また、民生委員の推薦に関して地域への協力を仰ぎ、民生委員の定員に対する充足率が高まるよう努める。	推進
				相談件数 R2 10,850			
	健康福祉総務課	複合的な生活課題への対応	日頃より住民の立場に立ち、地域住民への声掛けや相談への対応を行い、必要に応じて行政への情報提供や関係機関へつなぐ等の支援を行っている。	地域住民への見守り活動や相談対応、困りごとに対する支援等を行っている。分野別相談・支援件数は以下のとおり。 【高齢者に関すること】7,365件 【子どもに関すること】1,180件 【障害者に関すること】469件 【その他】1,836件	新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪問や声掛けを中心とする民生委員の見守り活動にも支障が生じている。見守りが必要とする市民の多くが高齢者であることや、民生委員自身も高齢化が進んでいることから、コロナ禍では通常通りの支援が困難となっており、電話やインターホン越しの訪問など、見守り活動を工夫して展開していく必要がある。 更に、民生委員のなり手不足も課題として挙げられ、定年延長による高齢者の就業機会や支援対象である高齢者の増加に伴う民生委員の負担増など、様々な要因が考えられる。民生委員のなり手が不足することにより、民生委員一人一人の更なる負担増加に繋がっている。	コロナ禍において、電話の積極的な活用など、対面形式以外での支援方法を検討し、地域住民に寄り添った見守り活動や支援を引き続き継続していく。 また、民生委員の推薦に関して地域への協力を仰ぎ、民生委員の定員に対する充足率が高まるよう努める。	推進
				相談件数 R2 10,850			

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取り組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
こころの健康相談	保健医療課	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	こころの健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。また、精神科医による相談を実施し、本人や家族、関係機関職員の相談に面接や訪問等で応じている。	保健師や精神保健福祉士が相談に応じている。必要に応じて精神科医による専門相談を実施し、助言等をおこなっている。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、依存症をはじめ、多くのこころの健康相談が寄せられており、対応している。	心の健康に関する相談はコンスタントにあるため、その都度本人や家族からの相談に対して、適切に対応し、早期発見・治療に向けた支援を開始する必要がある。	保健所の相談支援について周知を図ると共に、早期発見・治療に向けた支援を実施する。	推進
				相談件数 R2 4,224			
こころの健康相談	保健医療課	複合的な生活課題への対応	こころの健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。また、精神科医による相談を実施し、本人や家族、関係機関職員の相談に面接や訪問等で応じている。	社会が多様化する中、また新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活の現場で起きる問題は複雑化し、様々な問題をひとりですぐに解決していくことが困難になってきている。複雑な問題に直面し悩みやストレスを感じた相談者に対して、市役所の関係窓口や地域包括支援センター、障害者相談支援センターなど外部の関係機関と情報共有や会議の開催などで連携を図ってきた。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、会議の開催の中止や延期があったが、重要な会議については、最大限の感染予防を図りながら開催を実施する必要がある。	複雑な問題の解決には、関係機関や多職種との連携が必ず必要になってくるため、開催方法や所要時間、環境面など感染予防に努めながら連携を図る。	推進
				関係機関との会議開催回数 R2 75回			
健康福祉総合相談	福祉事務所(健康福祉総合相談担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	地域共生社会の実現に向けて、健康、福祉、子育て、介護、障害、生活困窮などの複合する課題に関する相談に対応するために、健康福祉総合相談担当を設置。多種多様な悩みを抱えた方々の相談や課題に対し、関係機関との情報共有など、連携して円滑かつ適切な対応に取り組む。	健康福祉総合相談窓口相談支援状況として、令和2年度の新規相談件数は617件、継続相談件数が33件、合計650件。	相談支援体制のより一層の強化を図るため、庁内連携体制の構築や多機関協働の取組において課題整理を行う必要がある。	令和3年度、地域住民の複雑・多様化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施予定。令和4年度以降に実施する重層的支援体制整備事業における体制整備に努める。	推進
				相談件数 R2 650			
健康福祉総合相談	福祉事務所(健康福祉総合相談担当)	複合的な生活課題への対応	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図る。	令和2年度の相談件数650件の内、複合的な相談内容は392件。重層的支援体制整備事業の構築に向け、移行準備事業の実施の検討を行う。	重層的支援体制整備事業への移行に向けて、庁内関係部局とこれまで以上に連携を図るとともに、支援関係機関をはじめ庁外の関係者と協議を進める必要がある。	令和3年度、地域住民の複雑・多様化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施予定。令和4年度以降に実施する重層的支援体制整備事業における体制整備に努める。	推進
				相談件数 R2 392			

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
消費生活相談	消費生活センター	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	消費者被害の救済について、消費生活相談員を配置し、商品や役務等の消費生活に関する苦情相談を消費者とともに考え、解決するための支援をしている。	独立行政法人国民生活センターの相談システムを活用し、消費生活相談の迅速かつ確実な処理を行った。 消費生活相談員:7人 相談件数 R2 3,414	複雑多様化する相談についての的確に対応することが求められており、さらなるスキルアップの向上が必要。	全相談員がweb研修をはじめ、より多くの研修に参加できるよう努めている。	推進
	消費生活センター	複合的な生活課題への対応	消費者安全法の第11条の3の規定により地方公共団体及び地域の関係者が連携し組織することが可能となった、地域で高齢者や障害者等を見守るための取組で、消費者問題に特化することで、被害の未然防止・早期解決のための活動を柔軟に行うため、平成31年4月に消費者安全確保地域協議会を設置した。	協議会の構成機関と意見交換・情報共有等を行う会議を1回開催した。関係機関と連携を図りながら相談者の消費者被害の未然防止・早期解決に努めた。 駅頭啓発キャンペーン R2 0	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、街頭啓発等が中止となったが、今後も継続した関係機関との連携が必要。	コロナ禍においても実施できることを検討し、引き続き関係機関との連携を密にし、消費者被害の未然防止、早期解決に取り組む。	推進
ひらかた健康ホットライン24	保健医療課	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	健康・医療・出産・育児・介護・メンタルヘルス等を対象に、24時間年中無休で対応し、医師・看護師等専門職が対応している。	相談件数は主に、気になる身体の症状に関する相談が10,155件、治療中に関する相談が3,943件、ストレス・メンタルヘルスに関する相談が2,969件。 相談件数 R2 25,365	引き続き関係機関と緊密に連携を取り、いつでも気軽に相談ができるよう啓発周知に努める。	市役所内や支所等を中心に啓発周知に努める。	推進
	保健医療課	複合的な生活課題への対応	健康・医療・出産・育児・介護・メンタルヘルス等を対象に、24時間年中無休で対応し、医師・看護師等専門職が対応している。	例年、関係機関とのスムーズな連携を図るため「担当者会議」を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止となったが、電話等で関係機関と連携を図りながら支援に努めている。 担当者会議 R2 0	引き続き関係機関と緊密に連携を取り、いつでも気軽に相談ができるよう啓発周知に努める。	市役所内や支所等を中心に啓発周知に努める。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
子どもの笑顔守るコール	教育支援室 (児童生徒支援担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	幼児・児童・生徒やその保護者等に対する電話による教育相談を行う。	子どもの笑顔守るコールでは、419件の相談があった。	繰り返し相談してくる保護者等への対応に課題がある。	保護者が電話をしてくるだけで精神的な支援につながっているケースもあるため、事業は継続する。	推進
				相談件数 R2 419件			
	教育支援室 (児童生徒支援担当)	複合的な生活課題への対応	相談内容により、関係機関の連絡先を伝える。	必要に応じて、関係機関の情報を提供した。	機構改革による所管事務の変更に伴う情報の更新が必要となる。	できるだけ早急に新しい情報を収集する。	推進
				子どもの笑顔守るコール開設日数 R2 243日			
人権なんでも相談	人権政策室	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	枚方人権まちづくり協会において専門の相談員を配置し、市民が人権侵害を受け、またはその恐れがある場合に電話や面接、メールなどで受けた相談内容に応じた助言及び情報提供を行うとともに、市民自ら問題解決できるよう支援を行っている。	令和2年度の相談件数は159件(形式:面接19件、電話138件、電子メール2件)であった。	コロナ禍で潜在的な相談ニーズが想定される中、令和元年度に比べ相談件数が減少している状況である。	相談者が安心して相談でき、スムーズに支援につながるよう、ワンストップの相談窓口として認知度を高めていく。	推進
				相談件数 R2 159			
	人権政策室	複合的な生活課題への対応	枚方人権まちづくり協会における専門の相談員により、相談者に寄り添いながら、課題整理の支援を行い、助言及び情報提供、専門機関の紹介を行うとともに、相談内容に応じて、枚方人権まちづくり協会の就労支援相談員やコミュニティソーシャルワーカーとも連携した取り組みを行っている。	ケース検討会議および寄り添い相談を各1回実施した。	コロナ禍で潜在的な相談ニーズが想定される中、令和元年度に比べ相談件数が減少している状況である。	相談者が安心して相談でき、スムーズに支援につながるよう、ワンストップの相談窓口として認知度を高めていく。	推進
				対応件数 R2 2			

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取り組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
就労支援相談	商工振興課	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	障がい者、母子家庭の母親、父子家庭の父親、中高年齢者など、働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因のために就労できない就職困難者等に対し、それぞれの事情に合わせて専門の相談員が相談に応じ、関係機関と連携しながら就労支援を行っている。	枚方市地域就労支援センターにおいて、地域就労支援コーディネーターを配置し、就労相談を行った。相談業務は相談者の状況を把握し適切な支援を行うため対面で行うが、緊急事態宣言発令時は電話やメールで対応した。 新規相談件数 R2 80件	緊急事態宣言発令時、対面での相談を行うことができず、これまで通りの支援を行うことができず、就職に繋がった人数が想定より少なかった。	新型コロナウイルス感染症への対策を講じた上で、より多くの人が利用できるよう取り組む。	推進
	商工振興課	複合的な生活課題への対応	障がい者、母子家庭の母親、父子家庭の父親、中高年齢者など、働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因のために就労できない就職困難者等に対し、それぞれの事情に合わせて専門の相談員が相談に応じ、関係機関と連携しながら就労支援を行っている。	相談者の事情に合わせて関係機関と連携し就労支援を行った。 他の専門就労支援機関への誘導件数 R2 9件	ひきこもりの方や障がい者の方の相談が増加しており、庁内類似事業とのすみ分けや連携についての整理が必要となっている。	関係機関との連携をより強化するとともに、庁内類似事業とのすみ分けや連携について関係課間での調整を行う。	推進
進路選択支援相談	教育支援室(児童生徒支援担当)	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	進学意欲を有しながら、経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒や保護者等に対して、進路選択支援事業を特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会に委託し、奨学金等に関する相談や情報提供を実施する。	人権まちづくり協会に相談事業を委託している。相談員が元教師の目線で的確に支援することができた。 相談件数 R2 30件	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、説明会を実施しなかった。また、相談件数が少ないことが課題である。	令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大予防のため説明会を実施できなかったが、それに替わる説明動画を作成し、保護者及び人権まちづくり協会に提供した。今後も、この相談事業があることを生徒・保護者に対し周知するとともに、進路に関する適切な情報提供を行う。	推進
	教育支援室(児童生徒支援担当)	複合的な生活課題への対応	進学意欲を有しながら、経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒や保護者等に対して、進路選択支援事業を特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会に委託し、奨学金等に関する相談や情報提供を実施する。	進路相談の中で、複合的な生活課題についての相談を受けた場合は、人権まちづくり協会が適切に情報を伝達している。 相談に対する対応率 R2 100%	生活課題に関する相談件数が少ないことが課題である。	生活課題を抱えた相談者に対して、引き続き、適切な情報提供を行う。	推進

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実

具体的取組み1、2 コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実、複合的な生活課題への対応

事業名	担当部署	具体的取組み	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
スクールソーシャルワーカー配置事業 ※令和3年度から「福祉・教育ソーシャルワーク事業」	子どもの育ち見守りセンター	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	教育支援推進室とともに、子どもの育ち見守りセンターが連携協力し、教育・福祉の両面から児童・生徒の支援を行う。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する専門性の高いスクールソーシャルワーカーを8中学校区と適応指導教室に配置し、校内チーム体制の構築を促し福祉部門等と連携しながら児童・生徒の支援を行った。また、派遣要請を受けた配置校以外の学校においても校内ケース会議や関係機関とのケース会議への参加や関係機関との連携のコーディネートなどを行った。また、ひらかた学校応援チームとして配置校以外の市内の小中学校の巡回を実施した。なお、令和3年度からは事業名を「福祉・教育ソーシャルワーク事業」としている。	ひらかた学校応援チームの活動は97回実施している。スクールソーシャルワーカーの緊急派遣依頼は36回あった。枚方市子どもの育ち見守りセンターが主催する連絡会等は6回実施した。スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーのスクールソーシャルワーカー及び学校への指導助言は個別を40回、グループを2回実施した。	就学前・就学後の支援の継続性の確保・連携強化を図っていくことが課題	市長部局(子どもの育ち見守りセンター)へ移管(補助執行)し、再構築する。	拡充
	子どもの育ち見守りセンター	複合的な生活課題への対応	教育支援推進室とともに、子どもの育ち見守りセンターが連携協力し、教育・福祉の両面から児童・生徒の支援を行う。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する専門性の高いスクールソーシャルワーカーを8中学校区と適応指導教室に配置し、校内チーム体制の構築を促し福祉部門等と連携しながら児童・生徒の支援を行った。また、派遣要請を受けた配置校以外の学校においても校内ケース会議や関係機関とのケース会議への参加や関係機関との連携のコーディネートなどを行った。なお、令和3年度からは事業名を「福祉・教育ソーシャルワーク事業」としている。	配置校である8中学校区及び適応指導教室で358回、派遣要請で36回活動した。	就学前・就学後の支援の継続性の確保・連携強化を図っていくことが課題	市長部局(子どもの育ち見守りセンター)へ移管(補助執行)し、再構築する。	拡充
外国人のための一日相談会	観光交流課	コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実	外国人が日本での生活の中で抱える問題を多言語で相談できる場を提供するため、大阪府国際交流財団(OFIX)の地域合同一日相談会共催事業を活用し相談会を開催する。 ※令和2年度までは枚方市文化国際財団が実施。同財団が令和2年度末をもって解散となったことを受け、令和3年度以降は枚方市が引き継ぐもの。	令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、対面による相談会を中止し、オンラインで開催した。	事業周知については、市ホームページ・SNSでの発信をはじめ、庁内関係部署へのチラシの配布・北河内商工会議所へ周知依頼を行ったが、相談に結びつかなかった。	新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であり、引き続きオンライン開催を行う予定。十分な周知期間を確保するとともに、やさしい日本語や多様な言語による広報を行う。	推進
	観光交流課	複合的な生活課題への対応	外国人が日本での生活の中で抱える問題を多言語で相談できる場を提供するため、大阪府国際交流財団(OFIX)の地域合同一日相談会共催事業を活用し相談会を開催する。 ※令和2年度までは枚方市文化国際財団が実施。同財団が令和2年度末をもって解散となったことを受け、令和3年度以降は枚方市が引き継ぐもの。	令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、対面による相談会を中止し、オンラインで開催した。	事業周知については、市ホームページ・SNSでの発信をはじめ、庁内関係部署へのチラシの配布・北河内商工会議所へ周知依頼を行ったが、相談に結びつかなかった。	新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であり、引き続きオンライン開催を行う予定。十分な周知期間を確保するとともに、やさしい日本語や多様な言語による広報を行う。	推進

令和2年度 第4期計画取組内容

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標1	包括的な相談支援体制の充実
具体的取組み	庁内外で連携・支援できる体制の拡充

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
健康福祉総合相談【再掲】	地域健康福祉室 (健康福祉総合相談担当)	地域共生社会の実現に向けて、健康、福祉、子育て、介護、障害、生活困窮などの複合する課題に関する相談に対応するために、健康福祉総合相談担当を設置。多種多様な悩みを抱えた方々の相談や課題に対し、関係機関との情報共有など、連携して円滑かつ適切な対応に取り組む。	健康福祉総合相談窓口相談支援状況として、令和2年度の新規相談件数は617件、継続相談件数が33件、合計650件。	相談支援体制のより一層の強化を図るため、庁内連携体制の構築や多機関協働の取組において課題整理を行う必要がある。	令和3年度、地域住民の複雑・多様化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施予定。令和4年度以降に実施する重層的支援体制整備事業における体制整備に努める。	推進
			相談件数			
			R2 650件			
民生委員・児童委員への情報提供	健康福祉総務課 社会福祉協議会	福祉に関する身近な相談員である民生委員・児童委員が相談を受けた際に、適切な機関への橋渡しができるよう、相談機関についての情報提供を行う。	民生委員の地区委員会などにコミュニティソーシャルワーカーが出向き、相談機関についての情報提供を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、地区委員会の開催がほとんどなかった。随時、電話等で民生委員からコミュニティソーシャルワーカーに連絡があった場合は、情報提供を行った。	引き続き、民生委員への情報提供を行い、民生委員の負担軽減や、適切な相談支援に繋ぐ必要がある。	引き続き、民生委員への情報提供や、必要な連携を行い、地域での福祉的な課題の解決に努める。	推進
			地区委員会などで情報提供した回数			
			R2 1			

取組みの課題 複雑化する地域生活への対応

基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標2	福祉施策の充実
具体的取り組み	各福祉計画に基づく福祉施策の推進

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
「ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期)」での取り組み	地域健康福祉室(長寿・介護保険担当)	老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、老人福祉計画と介護保険事業計画を「ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期)」(以下、第7期計画という。)として一体的に策定することで、高齢者福祉事業の供給体制の確保および介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施していくもの。本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定により、平成30年度から令和2年度を計画期間とし、2025年を見据えた段階的な取り組みを推進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けられるような地域社会を構築することを目標としている。	介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施、認知症支援策及び在宅医療・介護連携事業の推進、介護保険施設等の整備など、第7期計画に掲げる各取り組みを進めた。また、第7期計画の実績等を踏まえ、地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた第8期計画(令和3年度～令和5年度)を策定した。	団塊の世代が全て75歳以上となる2025年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、その基盤となり得る地域包括ケアシステムの段階的な体制整備を進めていく必要があることから、計画に掲げる各事業の進捗管理を適切に行う必要がある。	第8期計画の基本理念である「高齢者が生きがいを持ち、自分らしく暮らすことのできるまちづくり」の実現に向け、第8期計画に掲げた各取り組みについて、適切に進めていく。	推進
			計画の進捗状況 R2 90%			
「枚方市障害者計画(第3次)」での取り組み	福祉事務所(障害福祉担当)	「枚方市障害者計画(第4次)」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」と位置付け、障害福祉サービスやまちづくりなど、障害者施策全般に関する目標及び目標を達成するための方策について記載している。	枚方市障害者計画(第3次)は平成24年度から令和3年度までを計画期間としていたが、この間の法改正や社会状況の変化も踏まえ、また障害福祉計画との整合性を図り、終了年度を1年前倒し、計画期間を6年と改め、必要な見直しを行い、枚方市障害者計画(第4次)を策定した。	枚方市障害者計画(第4次)の進捗状況の確認を行う必要がある。	今後6年間の障害者施策を見据え、引き続き、本計画に掲げる各取り組みを確実に進める。	推進
			計画の進捗状況 R2 94%			
「枚方市障害福祉計画(第5期)」、「枚方市障害児福祉計画(第1期)」での取り組み	福祉事務所(障害福祉担当)	枚方市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標等を定めるものであり、支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保の為の方策、整備の方向について示している。	国の基本指針及び大阪府の基本的な考えに基づき、アンケート調査や市民意見交換会等によりニーズ調査を行い、令和3年3月に「枚方市障害福祉計画(第6期)」、「枚方市障害児福祉計画(第2期)」を策定した。	「枚方市障害福祉計画(第6期)」、「枚方市障害児福祉計画(第2期)」は令和3年度から令和5年度の3年を計画期間としており、本計画で定めた各年度の成果目標及び見込み量における実績について進捗状況の確認を行う。	計画期間における成果目標及び見込み量について進捗状況を確認し、必要な整備の方向、そのための方策について検討を行う。	推進
			計画の進捗状況 R2 115%			

<p>「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」での取り組み</p>	<p>子ども青少年政策課</p>	<p>平成27年3月に策定した「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象とし、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画に位置付けるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進している。</p>	<p>平成27年3月に策定した第1期計画における実績を基礎として、子どもと子育て家庭の環境の変化を踏まえた第2期計画を令和2年3月に策定した。あわせて、令和2年度中に第1期計画における取り組みの総括を行い、第2期計画における効果的・な支援策の推進につなげていくことを確認した。</p> <p>委員会等での意見数(各年度当初の持ち越し分を含む)</p> <p>R2 3件</p>	<p>第2期計画に掲げる様々な子ども・子育て支援策について、取り組みの進捗状況を確認・評価を適切に行いながら進める必要がある。</p>	<p>令和2年度の同計画進捗状況の確認を行い、その内容について、枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会において点検・評価のうえ、公表する。</p>	<p>推進</p>
<p>「枚方市子ども・若者育成計画(改定版)」での取り組み</p>	<p>子ども青少年政策課</p>	<p>子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づき、平成25年5月に策定した計画であり、平成30年3月に改定を行った。主にひきこもり、若年無業者(ニート)、不登校状態の子ども・若者で義務教育終了後(15歳)から30歳代までで、その家族も対象としており、子ども・若者育成支援の充実、推進に取り組んでいる。</p>	<p>平成30年3月に策定した本計画(改定版)に基づき、施策の推進を図った。また令和元年度の取り組みについて庁内委員会である枚方市子ども・若者育成計画推進委員会で行うとともに青少年問題協議会(庁外)において確認を行った。</p> <p>委員会等での意見数(各年度当初の持ち越し分を含む)</p> <p>R2 6件</p>	<p>進捗状況の確認において、施策目標に沿って取り組んだ実績が、子ども・若者の自立にどのようにつながっているかを、いかにわかりやすく伝えるかということが課題。また、実施している施策や支援を、必要としている方に周知する方法について検討する。</p>	<p>令和2年度の同計画進捗状況を庁内各課に照会し取りまとめて、青少年問題協議会において意見を聴き、市ホームページで公表する。また本事業の課題について、策定した本計画(改定版)に基づき、施策・支援を展開していく。</p>	<p>推進</p>
<p>「第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」での取り組み</p>	<p>子ども青少年政策課</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(令和2年厚生労働省告示第7号)」を踏まえた、同法第12条に定める自立促進計画であり、ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援する施策の推進に取り組んでいる。</p>	<p>第3次計画(平成28年度～令和2年度)における施策目標ごとの取り組み状況及び評価(取り組みの成果と課題)についてまとめるとともに、国の基本的な方針等との整合性を図りながら、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に取り組んだ。</p> <p>計画に係る各種事業数</p> <p>R2 101件</p>	<p>第4次計画の策定に向けては、現計画に基づく施策の進捗確認及びひとり親家庭等を対象に実施したアンケート調査を実施する等、ひとり親家庭等をとりまく現状と課題を踏まえながら策定作業を進める必要がある。</p>	<p>令和2年度の第3次計画進捗状況及び第3次計画の総括について、「枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において確認いただくと共に、第4次計画に基づき、ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、さまざまな関係機関等との連携を深めながら、地域一体となった取り組みを進めていく。</p>	<p>推進</p>

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標3	権利擁護のさらなる推進
具体的取り組み1	成年後見制度や虐待防止をはじめとする権利擁護に関する制度の周知や利用支援

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り	取組の方	
権利擁護に関する相談支援	成年後見制度の周知	健康福祉総務課 福祉事務所(健康福祉総合相談担当) 福祉事務所(障害福祉担当)	判断能力が十分でない障害者や認知症高齢者等の権利を擁護し福祉の向上を目的に、本人またはその家族、地域住民や介護保険事業所などへ、成年後見制度等に関する制度の説明や相談への対応を行い、制度の利用に繋げていく。	市内13ヶ所の地域包括支援センターや市内6ヶ所の基幹支援センターにおいて、リーフレット等の設置を行っている。 成年後見制度の周知も含む成年後見制度の利用促進について、「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」の令和3年3月の策定に向けて事務を進め、今後の施策や取組の方向性を取りまとめた。	社会生活上大きな支障が生じない限り成年後見制度が利用されていないこと、支援の必要な人に早期の段階で支援が届いていない現状を改善するために、成年後見制度のさらなる周知及び相談体制・支援体制の構築が求められる。	「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、今後の施策や取組を進めていく。	
				関係する審議会開催回数			
				R2			6
権利擁護に関する相談支援	在宅医療・介護連携推進事業	福祉事務所(健康福祉総合相談担当)	「地域ケア推進実務者連絡協議会」等既存の連携体制を活用しながら、医療・介護関係者を対象とした多職種連携の研修の継続・充実をはじめ、在宅医療・介護の連携のための取組みを推進する。	地域ケア推進実務者連絡協議会1回、認知症初期集中支援チーム検討部会1回、多職種連携検討部会9回、地域における多職種連携研究会6回の計17回開催し、医療・介護関係者による在宅医療・介護連携のためのネットワーク構築や終活支援等に関する情報共有の取組みを行った。	医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを過ごせるよう、市民及び医療と介護の専門職向けの普及啓発を引き続き行い、話し合える環境づくりを継続的に取り組むことが必要。また、未然の備えとして、認知症や成年後見制度に関する普及啓発と併せて、周知を図ることが必要である。	・新型コロナウイルス感染症予防の観点から、講座開催に代わり新たな動画や冊子等を作成し、普及啓発を図る。 ・新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、地域における開催は困難とな状況にて、引き続き、ZOOM等オンラインの活用や会議形式から書面形式への変更等を行うことにより、円滑な事業実施と連携を行う。	
				会議回数			
				R2			17
権利擁護に関する相談支援	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」【再掲】	人権政策室	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づく「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、電話及び面接にて相談対応している。 適切な機関への紹介、被害者の心身の健康の回復への援助、自立支援、保護命令、保護施設に関する情報提供などを行っている。	DV被害者支援にあたって、外部関係機関と本市関係部課との相互連携のため、枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議実務者会議及び代表者会議を開催した。また、関係機関連絡会議構成員などを対象に、DV被害者への適切な支援や二次被害防止を目的とした支援者研修を行った。	DV被害者の中には様々な課題を抱えている方もいるため、市役所内の関係部署等との連携を強化していく必要がある。また、専門性の高い相談に対応できる相談員のスキルが必要である。DV予防教育については、教育委員会と連携し、子どもたちが等しく教育の機会を得られるよう、DV予防教育の拡充に向けた検討を行う必要がある。	引き続き、枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議実務者会議及び代表者会議、支援者研修を実施して、関係機関の連携及びDV支援者のスキルアップを図る。	
				会議参加人数			
				R2			33人

成年後見市長申し立て	成年後見市長申し立て	福祉事務所(健康福祉総合相談担当) 福祉事務所(障害福祉担当)	判断能力が十分ではなく、親族等による援助が見込めない知的障害者、精神障害者や高齢者等の権利擁護のため、市長が成年後見制度活用の審判請求を行う。	成年後見制度審査会を開催し、令和2年度は健康福祉総合相談担当で11件、障害福祉室で0件、合計11件の市長申し立てを行った。	市長申し立てによる成年後見制度の利用相談に対する迅速な対応と円滑に援助できる体制の確立、事業内容の周知など幅広い情報提供が必要である。	引き続き各課窓口や各相談窓口において、パンフレットやリーフレットの配付を行う。また各センターが開催する会議や出前講座等において地域住民、関係機関等に対し周知活動を行うほか、大阪府やひらかた権利擁護成年後見センター等と連携した相談への専門的な対応を行う。	推進
				申立件数			
				R2			
				11件 (総合相談)	0件 (障害福祉担当)		
成年後見利用支援事業	成年後見利用支援事業	福祉事務所(健康福祉総合相談担当) 福祉事務所(障害福祉担当)	成年後見市長申し立てを行う際、制度を円滑に利用できるよう、審判請求に係る経費の全部または一部を助成する。また、生活保護受給者等、後見人への報酬の支払いが困難な被後見人に対し支援金を交付する「成年後見制度利用支援金交付事業」を行っている。	「成年後見制度利用支援金交付事業」は交付は、健康福祉総合相談担当で3件、障害福祉室で2件、合計5件であった。	市長申し立てによる成年後見制度の利用相談に対する迅速な対応と円滑に援助できる体制の確立、事業内容の周知など幅広い情報提供が必要である。また、成年後見制度の利用促進に向けて、「成年後見制度利用支援金交付事業」については、助成対象の拡大について検討が必要である。	引き続き各課窓口や各相談窓口において、パンフレットやリーフレットの配付を行う。また各センターが開催する会議や出前講座等において地域住民、関係機関等に対し周知活動を行うほか、大阪府やひらかた権利擁護成年後見センター等と連携した相談への専門的な対応を行う。また、令和3年度から成年後見制度の利用促進として、これまでの市長申し立てに限らず、低所得者への対象拡大を新たに実施する。	拡充
				交付件数			
				R2			
				3件 (総合相談)	2件 (障害福祉)		

各法律に基づく虐待対応窓口の	枚方市地域包括支援センター	福祉事務所(健康福祉総合相談担当)	枚方市地域包括支援センターを13か所設置し、各センターに主任介護専門員、社会福祉士、保健師などを配置。介護、福祉、健康、医療などの関係機関及び地域団体などと連携をとりながら総合相談支援業務、権利擁護業務など、地域における高齢者の総合相談窓口として活動を行っている。	令和2年度は各センターで、延28,891件の相談に対応。また、関係機関や地域団体と連携するなかで、高齢者虐待に関する相談は253件であった。	地域包括ケアシステムの構築・深化を進めていくうえで、高齢者を支援する機関として、地域団体や関係機関などの更なる連携強化が求められる。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、センターへの相談内容が多様化、複雑化しており、センター職員のスキルアップの向上や体制強化が求められる。	ひらかた高齢者保健福祉計画(第8期)策定のなかで、高齢者人口の増加に伴うセンター職員について、7か所の地域包括支援センターに各1名増員に向けた検討・調整により、令和3年4月以降の配置を行う。地域ケア会議等を利用し、地域団体や関係機関などとの連携強化を図る。また、センター職員の自己研鑽はもとより、専門職が専門性を十分に発揮できるように、3職種の連携を図る共通チーム会議等を利用してセンター職員のスキルアップに	拡充
	枚方市障害者虐待防止センター【再掲】	福祉事務所(障害福祉担当)	障害者への虐待防止のため、市民や医療機関・団体等に対し、情報提供等と呼び掛ける啓発を行う。また、障害者虐待防止センターは、電話受付を転送電話により24時間対応とし、迅速かつ適切に努めている。	障害者虐待防止センターでは、迅速かつ適切な対応に努め、また早期発見の観点から、市内6か所の障害者相談支援センターにも受付の協力を得ているほか、緊急時の一時保護施設として8か所の事業所と契約を結んでいる。また、関係機関との協力体制と虐待事案に関する情報の共有化を図るため、枚方市障害者虐待防止関係機関会議を開催している。	引き続き関係機関と緊密に連携を取り、障害者虐待防止に係る啓発周知に努める。	障害者虐待の未然防止のため、関係機関との連携強化で情報共有を行い、広報・啓発活動に取り組むことで虐待の早期発見・早期対応を行う。	推進
				相談件数 R2 28,891件			
				開催回数 R2 1			

設置	家庭児童相談 【再掲】	子どもの育ち見 守りセンター	児童虐待や18歳未満の子ども とその家族に関する様々な相談 に応じている。	外部講師によるアセスメントやケ ース対応についての専門研修や事例 検討会などを計6回実施し、職員の 資質向上を図った。 子育ての知識やスキルを学び、子育 ての方法を身につけるために、グ ループによる親支援プログラム「トリ プルP(前向き子育てプログラム)」を 2回実施、父親向けの講座を土曜日 に1回実施した。また、平成26年度 から30年度までにトリプルPを受講 した保護者に対して、フォローアップ 交流会を実施した。	複雑多様化する相談や生命 の危険性のある児童虐待につ いて的確に対応することが求 められており、より高度な面接 技法やアセスメントに関する専 門的能力の向上が必要とな る。	今年度も児童虐待防止を目的と し、親支援として、トリプルPプログ ラム、子ども支援としてファンフレ ンズプログラムを実施する。	推進
				18歳未満の子どもに対し、プレイ セラピー等を必要に応じて実施し た延べ相談件数			
				R2			
				5,365			

取組みの課題	複雑化する地域生活への対応
基本方向1	誰もが暮らしやすい地域づくり
施策目標3	権利擁護のさらなる推進
具体的取り組み2	市民後見人などの養成や支援

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年	取組の方
市民後見推進事業	健康福祉総務課	市民の立場で後見活動を行う成年後見制度の新たな担い手である市民後見人を養成・育成するとともに、受任後の活動支援を行う。	市民後見人養成事業を委託している大阪府社会福祉協議会において、8月から2月にかけて市民後見人養成講座を実施し、令和2年度は3人が受講修了し、市民後見人バンクに登録した。	令和2年度末時点で市民後見人の受任実績がないため、市民後見人バンク登録者のモチベーションの維持・向上を図る工夫が必要である。	令和3年度は、3件の受任が発生している。引き続き市民後見人バンク登録者のフォローアップ研修を行いモチベーションや資質の維持に努める。	推進
			また、市民後見人バンク登録者10人を対象としたフォローアップ研修を、9月と3月に実施し、後見活動に関する知識や理解を深めた。			
			新規登録者数			
			R2			
		3人				

取組みの課題	地域で活躍する人材の確保
基本方向2	誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり
施策目標1	地域で活躍する人が増える環境づくり
具体的取組み1	地域活動への参加のきっかけづくり

事業名	担当課	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
地域活動に関するセミナーなどの開催	健康福祉総務課	地域の事例等の紹介を通じ、地域福祉の推進の必要性を身近に感じていただき、協力し合い支え合う地域を目指すための認識の共有を図り、地域での活動について、事例の紹介などを通じ地域の活動に参加するきっかけがない方に対しても、地域の活動に参加するきっかけとなるよう増加に資するようセミナーを開催する。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、セミナーを実施できなかった。	令和2年度は開催することができなかったが、引き続き取り組んでいく必要がある。また、広報が不十分である。	令和3年度内の開催を予定している。広報ひらかたにも掲載するなど周知方法や開催方法についても検討していく。	推進
			セミナー参加者数			
			R2 0			
民生委員活動の理解促進	健康福祉総務課 社会福祉協議会	日頃より住民の立場に立ち、地域住民への声掛けや相談への対応を行う民生委員の活動について、市民等に理解が得られるよう、民生委員についての理解促進を図る。	民生委員活動の一環として、地域住民にも声をかけ、認知症見守り訓練を行うことで、民生委員の活動を知ってもらう機会にもなっている。また、夏休み映画大会を行い、啓発物を配布するなど児童委員についての理解促進を図っている。年3回、民生委員の欠員がある校区へ民生委員の推薦を依頼するが、候補者が実際に民生委員になった後に「思っていた職務内容と違う」というミスマッチが起こらないよう、民生委員の職務内容を記載したチラシを同封している。	地域の福祉活動の現場では民生委員の認知度は高いが、一般市民からの認知度は高いとは言えない状態である。新たに民生委員となった一部の方に、職務内容についての認識の差があり、民生委員となった後にすぐに辞職されてしまう方がいる。	映画大会を令和3年8月に開催予定であったが、緊急事態宣言の発令により中止となったが、引き続き、民生委員活動について、市民等に広く理解されるよう、取り組みを進める。新たに民生委員となった方の、職務内容についての認識の温度差をなくすため、引き続き民生委員の職務内容についての周知を図る。また、ACジャパンが民生委員・児童委員のコマーシャルをTVにて放映。それに合わせたポスターを全45校区に配布し、地域での啓発に努めている。	推進
			欠員のある校区へチラシ送付した延べ件数			
			R2 64			

取組みの課題	地域で活躍する人材の確保
基本方向2	誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり
施策目標1	地域で活躍する人が増える環境づくり
具体的取り組み2	枚方市社会福祉協議会との連携強化

事業名	担当課	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
地域活動の運営者育成研修	健康福祉総務課 社会福祉協議会	地域が行ういきいきサロンや子育てサロンなどの校区福祉活動を支援するため、枚方市社会福祉協議会と連携して、市職員の派遣および活動場所の提供を行っている。	令和2年度は、枚方市社会福祉協議会を通じ、市職員の地域への派遣を6件実施した。 また、例年、社会福祉協議会と保健センターが連携し、いきいきサロン運営者育成を目的とした「いきいきサロン健康づくりサポーター養成講座」を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催できなかった。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、派遣件数の減少や事業の中止が重なったが、今後も継続して、社会福祉協議会との連携の上、事業を行っていく必要がある。	今後も新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しながら、可能な範囲で、地域への市職員の派遣を行う。	推進
			職員派遣件数			
			R2 6件			
ボランティアの育成	健康福祉総務課 社会福祉協議会	枚方市社会福祉協議会では枚方市ボランティアセンターを設置して、ボランティアの相談やコーディネート、ボランティアの育成などに取り組んでいる。 また、災害時に活躍する災害ボランティアの育成に取り組んでいる。	社会福祉協議会で行うボランティアの養成講座は、例年、年数回実施するが、令和2年度はコロナの影響で実施できなかった。従前は夏だけの開催であったボランティア体験事業については、令和2年からは年間を通して実施した。 令和3年3月に災害ボランティア養成講座を開催し、41名の参加があったほか、ボランティア随時募集に加え、淀川防災まつりやボランティア養成講座などの機会も捉え、登録を促している。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ボランティアセンター主催のイベントや講座等が中止となった。また、ボランティアの活動自粛や、それまでボランティア依頼があった福祉施設でのボランティア受け入れが中止となり、活動先が無くなるなど、活動したくてもできない状況があり、活動意欲が薄れつつある。	今年度は、コロナの状況を注視しつつボランティア養成講座を行う。また、登録ボランティアの活動意欲を維持できるよう、ZOOMなどのウェブの活用や対面以外の方法でのボランティアも検討する。	推進
			登録ボランティア数(災害ボランティアは除く)			
			R2 731			

校区福祉委員会 活動	市民活動課 健康福祉総務課	高齢者、障害(児)者、子育て中の親子等の地域で自立生活を行う上で支援を必要とする人々が安心して生活できるよう地域住民の参加と支え合い、たすけ合い活動を小地域で行う体制を構築することを目的とした校区福祉活動を支援する。	校区コミュニティ活動補助金については、地域の自主性を尊重し、自立した活動を促進する観点から、令和元年度より、使途限定の特別事業であった「校区福祉活動」について、補助金交付の条件とした上で、各校区のニーズに応じて柔軟に活用できる「基礎額」に移行し、全45校区に補助金を交付している。 また、地域の方が校区福祉活動を円滑に行うことができるよう、支援を行う社協への支援を行った。	補助制度の見直しを行ったが、引き続き「校区福祉活動」が適切に実施されるよう努める必要がある。	各校区の事業計画書や実績報告書等において事業の実施を確認する。	推進
			校区福祉活動延べ参加者数			
			R2			
			25,494			

取組みの課題	地域で活躍する人材の確保
基本方向2	誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり
施策目標1	地域で活躍する人が増える環境づくり
具体的取り組み3	事業者等との連携強化

事業名		担当課	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
事業者とのボランティア活動支援	企業の社会・環境貢献活動	農業振興課	枚方市の東部地域に位置する、所有者の高齢化や後継者不足により手入れが行き届かない里山において、CSR活動の一環として里山保全活動を希望する企業に対し、活動フィールドや指導するボランティア団体等のコーディネートを行っている。	令和2年度に新規企業の参加はない。 参加企業数 R2 5	枚方に貴重な里山があることを知らない人や企業が多いため、里山を知ってもらう啓発活動が必要。また、活動を希望する企業の意向に沿ったフィールドがほとんどない。	枚方市の貴重な里山の魅力や里山保全のCSR活動等の周知を図るとともに、企業が活動できるフィールドが増えるよう、地権者に協力・支援を求める。 今後も、積極的にボランティア団体と企業とのコーディネートを行う。	推進
	学園都市ひらかた推進協議会	企画政策室	「学園都市ひらかた」の実現に向けて、枚方市と枚方市内の5大学で構成した協議会・幹事会・事業部会を開催し、調査・研究及び連絡調整を行う。	市関連事業における市内大学との連携として、枚方産学公連携フォーラム2020など、全14事業が実施された。 5大学で実施した事業に参加した学生の人数 R2 934	新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、予定していた事業の多くが中止となったため、目標である5大学で実施した事業に参加した学生の数2600人を達成することができなかった。より多くの市民や学生に参加していただけるよう、各種事業の開催について、WEB上でのイベントや「三密」を避けた運営方法などを、大学側と検討、調整していく必要がある。	各種事業の開催について、WEB上でのイベントや「三密」を避けた運営方法などを、大学側と検討、調整していく。	推進

取組みの課題	地域で活躍する人材の確保
基本方向2	誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり
施策目標2	コミュニティの活動支援

具体的取り組み1 地域の情報発信の支援

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
広報ひらかたへの記事掲載	市民活動課	広報ひらかた掲載記事「コミュニティのわ」にて地域活動に係る情報を提供している。	広報ひらかたへの「コミュニティのわ」掲載について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により地域において活動が控えられたため1回掲載した。	引き続き地域活動に関する情報提供を行う必要がある。	情報媒体などを活用しながら、地域活動に関する情報を継続して発信する。	推進
			掲載回数			
			R2 1回			
FMひらかたでの情報発信	市民活動課	FMひらかたで隔月第1月曜日に放送(再放送は同週土曜日)している「コミュニティひらかた」にて地域活動に係る情報を提供している。	FMひらかたで奇数月第1月曜日に放送している「コミュニティひらかた」で、地域活動に係る情報を提供している。	引き続き地域活動に関する情報提供を行う必要がある。	情報媒体などを活用しながら、地域活動に関する情報を継続して発信する。	推進
			放送回数			
			R2 6回			
自主防災ネットワーク会議	危機管理室	市内の自主防災組織間での情報共有及び先進事例の水平展開を目的に、年2回「枚方市自主防災組織ネットワーク会議」を開催する。	令和2年度における、「枚方市自主防災組織ネットワーク会議」は6月、1月開催分ともに、新型コロナウイルス感染症により、書面会議とした。また、令和2年8月より、コロナ禍での避難所開設・運営に備え、校区自主防災組織、危機管理室、避難所派遣職員、保健師、施設管理者で協同し、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練」を順次実施し、避難者受け入れのシミュレーションを行うなど、運営手順や認識の共有を図った。また上記の訓練について、ホームページに掲載し、令和3年1月のネットワーク会議(書面会議)にて、各校区と共有した。	地域・学校・行政の3者間での情報共有、連携を継続して実施すること。	「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練」を未実施の校区に対して訓練の呼びかけを行うとともに、ネットワーク会議において、課題の共有を行う。	推進
			各校区の自主防災訓練の訓練参加者数			
			R2 714			

取組みの課題	地域で活躍する人材の確保
基本方向2	地域福祉のネットワークづくり
施策目標2	コミュニティの活動支援
具体的取り組み2	住民参加による活動の支援

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度	取組の方
校区コミュニティ協議会活動補助事業	市民活動課	高齢者、障害(児)者、子育て中の親子等の地域で自立生活を行う上で支援を必要とする人々が安心して生活できるよう地域住民の参加と支え合い、たすけ合い活動を小地域で行う体制を構築することを目的とした校区福祉活動を支援する。 また、安全で魅力あるまちづくりの推進及び地域住民の連携の促進を図るため、校区コミュニティ協議会に対し、校区コミュニティ活動補助金を交付している。	校区コミュニティ活動補助金については、地域の自主性を尊重し、自立した活動を促進する観点から、令和元年度より、使途限定の特別事業であった「校区福祉活動」について、補助金交付の条件とした上で、各校区のニーズに応じて柔軟に活用できる「基礎額」に移行し、全45校区に補助金を交付している。	補助制度の見直しを行ったが、引き続き「校区福祉活動」が適切に実施されるよう努める必要がある。	各校区の事業計画書や実績報告書等において事業の実施を確認する。	推進
			更なる地域活動の活性化が図られた校区数			
			R2 45校区			
校区福祉委員会活動【再掲】	市民活動課 健康福祉総務課	高齢者、障害(児)者、子育て中の親子等の地域で自立生活を行う上で支援を必要とする人々が安心して生活できるよう地域住民の参加と支え合い、たすけ合い活動を小地域で行う体制を構築することを目的とした校区福祉活動を支援する。	校区コミュニティ活動補助金については、地域の自主性を尊重し、自立した活動を促進する観点から、令和元年度より、使途限定の特別事業であった「校区福祉活動」について、補助金交付の条件とした上で、各校区のニーズに応じて柔軟に活用できる「基礎額」に移行し、全45校区に補助金を交付している。 また、地域の方が校区福祉活動を円滑に行うことができるよう、支援を行う社協への支援を行った。	補助制度の見直しを行ったが、引き続き「校区福祉活動」が適切に実施されるよう努める必要がある。	各校区の事業計画書や実績報告書等において事業の実施を確認する。	推進
			校区福祉活動延べ参加者数			
			R2 25,494			

元気づくり・地域づくりプロジェクト	地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当)	平成27年度の介護保険制度改正において「介護予防・日常生活総合支援事業(以下、総合事業という。)」が創設され、地域ぐるみで高齢者を支え、住み慣れた地域で過ごせる体制づくりを推進するために、介護予防と生活支援のサービスの一体的な実施に向けた基盤整備を行って行く。 住民参加による会議体の設置により、地域を基盤とした体力・元気づくり、参加・活躍・集いの場づくり、暮らしのサポート体制を構築していく。	小学校区を単位とする「元気づくり・地域づくりプロジェクト」(第2層生活支援コーディネーター・第2層協議体の取組み)を住民主導のもとに課題解決のための取組みが推進できるよう、様々な企画・立案内容について地域とともに検討するなど支援した。	45小学校区での設置に至っていない。	今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から、校区への働きかけを行うことが困難な状況が続いている。	推進
		会議体設置校区数				
		R2 42校区				
枚方子どもいきいき広場事業	教育支援室(放課後子ども担当)	これからの時代を生きる子どもの「生きる力」を育むことを目的として、市内45小学校区で、土曜日の学校休業日を基本に、地域の特色や多様性を活かしたプログラムを児童健全育成事業として実施する。地域団体やNPO等に対し支援・助成を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、枚方子どもいきいき広場については一定期間活動中止したが、活動実施団体に感染予防への協力を依頼する等感染拡大防止対策を十分に講じた上で活動を実施した。開催回数は449回で、1回の開催当たりの平均参加児童数は約23人となった。 いきいき広場事業の活動団体代表者会議を1回(例年ならば3回)開催し、他団体の活動情報の交換を行った。	各実施団体が活動内容の企画・実施等を担っているため、活動回数や内容等の実績に差が生じている。	令和3年度においても新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、枚方子どもいきいき広場事業を開催し、その活動について支援助成を行う。活動内容についての情報交換・共有は、代表者会議の開催やアドバイザーの巡回により行い、課題解決を図る。	推進
		参加した子どもにおける満足度				
		R2 新型コロナウイルス感染症の影響により開催回数が予定を大きく下回ったため、アンケートは未実施				

<p>子どもの居場所づくり(子ども食堂)推進事業</p>	<p>子どもの育ち見守りセンター</p>	<p>市では、「子どもの居場所づくり推進事業」として、家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすといった環境にある子どもたちを対象に、食事や学習支援、団らんの場の提供を行い、子どもたちを見守る活動(子ども食堂)に取り組む市内の団体を支援し、子どもの居場所づくりの充実を推進している。</p> <p>この取り組みが市内でさらに広がるよう、新たにはじめられる団体を対象に、補助金の交付申し込みに関する相談を随時お受けし、審査のうえ、備品購入費などの初期経費や、食材費などの運営経費について補助を行う。</p>	<p>令和2年度は、更新団体18団体に加え、新たに申請があった2団体に補助金交付を行い、20団体22箇所での実施となった。延べ開催回数は217回で、1回の開催当たりの子どもの平均参加人数は28人となった。さらに、各実施団体による取り組みが効果的になされるよう、地域や小学校等との関係づくりを支援するとともに、食材の寄付やボランティアの募集、取次ぎを行うなど、団体の安定的な運営のため多方面からの支援を行った。</p>	<p>子ども食堂の開設が求められる校区で、実施主体となる団体等と連携し、開設に向けた支援を行う。令和2年度は、コロナ禍で一度も実施できない子ども食堂があり、参加した子どもに対して満足度を確認するアンケートが実施できなかった。</p>	<p>今年度においても、子ども食堂の早期再開を目指して、子ども食堂で弁当配付により子どもたちへ食事を提供する場合等に対して、1食あたり上限500円の補助をする。</p>	<p>推進</p>
		<p>参加した子どもにおける満足度</p>	<p>R2</p>			
		<p>—</p>	<p>—</p>			

取組みの課題	地域で活躍する人材の確保
基本方向2	誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり
施策目標3	災害時にも助け合える取組みの強化
具体的取組み1	避難行動要支援者などの支援体制の構築

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
「避難行動要支援者名簿」の取組みや「災害時要援護者避難支援事業」の充実	地域健康福祉室(長寿・介護保険担当) 福祉事務所(障害福祉担当) 健康福祉総務課 危機管理室	平成25年度の災害対策基本法改正により、市町村に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を作成し地域の自主防災組織等へ配布する。 また、災害発生時に自力で指定避難場所まで避難することが困難な高齢者や障害者を対象に、避難行動を支援する「災害時要援護者避難支援事業」を進め、支援体制作りに取り組んでいる。	令和3年3月末現在、避難行動要支援者名簿登録者は12,223名であり、そのうち5,198名については同意を得て、地域の自主防災組織等の関係機関に名簿を配布している。 災害時要援護者避難支援事業については、R2年度末時点で1,164名の登録があった。	「避難行動要支援者名簿」については、タイムリーなデータ更新について、現行アクセスで実施しているが、データの異動等に伴うメンテナンスが困難になっており、新たなシステム構築が必要である。また、R3から新たに導入する『避難行動要支援者名簿システム』を活用した安否確認体制の構築を図る必要がある。 「災害時要援護者避難支援事業」については、新規登録者より死亡する方が多く、登録者数が減っている。また、避難支援者の設定がされている登録者数は4割程度となっており登録者数増加のため、周知方法等を検討する必要がある。	令和2年度に避難行動要支援者名簿の新たなシステム構築に向けて契約を締結。令和3年度に総合防災訓練で、新たに導入した『避難行動要支援者名簿システム』を活用した訓練を実施予定。 また、災害時要援護者避難支援事業については、避難支援者の設定されている登録者数増加のため、周知方法等を検討する。 避難行動要支援者に係る名簿の作成が市町村に義務付けられたことを踏まえ、関係部署での今後の対応も見極めながら、整合を図れるよう、調整を行い、事業の見直しを検討する。	推進
			避難行動要支援者名簿登録者			
			R2 12,223名			
枚方市防災マップ	危機管理室	枚方市防災マップでは、洪水(川の氾濫によるもの)浸水想定や地震情報に加え、内水(雨水管からあふれたものなどによる)浸水想定や土砂災害警戒区域、活断層の概略図なども掲載している。 また、掲載内容を充実するため大判の地図型からA4冊子版に体裁を変更し、見開きで内水ハザードマップと洪水ハザードマップを併記している。	本市における災害リスクをより分かりやすく示すため、既存の枚方市防災マップを新たに枚方市防災ガイドとして改定を実施。 地図面には浸水継続時間や家屋倒壊等はん濫想定区域などの新たな災害シミュレーション結果を掲載するとともに、記事面についても、より防災について深く学べるよう、内容の充実を図った。	災害リスクをわかりやすく伝えるとともに、適切な避難行動につなげること。	改訂した、防災ガイドの全戸配布を実施するとともに、外国語版、点字・音訳版の作成に取り組む。	推進
			作成部数			
			R2 200,000部			
外国人のための枚方生活ガイド	観光交流課	市内在住外国人の方に必要な情報を提供し、枚方での生活をサポートするため、「外国人のための枚方生活ガイド」を発行する。	英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語の6カ国語で発行した。生涯学習市民センターなど、19箇所に配布した。	冊子の印刷にかかる手間が大きく、また配架スペースにも限りがある。	冊子のデータは本市ホームページにも掲載しているため、QRコードでホームページに誘導するチラシを作成し、関係各課に配布している。	推進
			配布箇所			
			R2 19			

取組みの課題	地域で活躍する人材の確保
基本方向2	誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり
施策目標3	災害時にも助け合える取組みの強化
具体的取り組み2	地域の取組み事例の情報発信

事業名	担当課	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
自主防災ネットワーク会議【再掲】	危機管理室	市内の自主防災組織間での情報共有及び先進事例の水平展開を目的に、年2回「枚方市自主防災組織ネットワーク会議」を開催する。	令和2年度における、「枚方市自主防災組織ネットワーク会議」は6月、1月開催分ともに、新型コロナウイルス感染症により、書面会議とした。 また、令和2年8月より、コロナ禍での避難所開設・運営に備え 校区自主防災組織、危機管理室、避難所派遣職員、保健師、施設管理者で協同し、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練」を順次実施し、避難者受け入れのシミュレーションを行うなど、運営手順や認識の共有を図った。また上記の訓練について、ホームページに掲載し、令和3年1月のネットワーク会議(書面会議)にて、各校区と共有した。	地域・学校・行政の3者間での情報共有、連携を継続して実施すること。	「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練」を未実施の校区に対して訓練の呼びかけを行うとともに、ネットワーク会議において、課題の共有を行う。	推進
			各校区の自主防災訓練の訓練参加者数			
			R2 714			

取組みの課題 地域で活躍する人材の確保

基本方向2 誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり

施策目標3 災害時にも助け合える取組みの強化

具体的取組み3 災害ボランティアの充実

事業名	担当課	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取組み	取組の方向
災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション	健康福祉総務課 社会福祉協議会	災害に備えた支援体制づくりをすすめるため、防災訓練や災害時ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施し、災害時に備え取り組む。	令和2年度は、災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションはコロナの影響で中止となったが、令和2年11月に、市の総合防災訓練と合同で災害ボランティアセンター開設・運営訓練を実施。今回は、コロナ禍での大規模災害を想定したシミュレーションで、リモートにより各会場を繋いで実施した。	令和2年度は設置・運営シミュレーションは実施できなかった。総合防災訓練については、令和2年度が2回目の試みであり、NPO法人、一般社団法人や学生ボランティアの協力を得て行った。その中で専門性のある団体との日頃の連携が課題となる。	令和3年9月に枚方市の総合防災訓練を実施し、災害を想定した動きを確認する予定。コロナの動向も注視しながら12月には、実際の災害を想定した訓練も行う予定としている。	推進
			設置運営シミュレーション参加者数			
			R2 0			
災害時を想定し支援ボランティアを対象とする研修	健康福祉総務課 社会福祉協議会	災害に備えた支援体制づくりをすすめるため、災害ボランティアの養成を進めるほか、既にボランティア登録している人に対する研修を実施する。	令和2年12月にリモート開催にて防災講演会を行い、登録災害ボランティアを含む47名の参加があった。また、令和3年3月にはボランティア養成講座を実施し、令和2年度末時点で災害ボランティアの登録者数は190人となっている。常時、登録を受け付けているほか、よどがわ防災まつりなどの啓発事業の機会を捉えて登録を促している。	災害ボランティア登録した後の研修を行い、モチベーションの維持を行う必要がある。また、ボランティア自身が高齢であることが多く、若手の確保も必要となる。コロナの影響があり、県外からの災害ボランティアの受け入れが難しい状況であるので、市内での災害ボランティア確保がますます重要となっている。	学生ボランティアを多く抱えている団体や、専門性をもっているライオンズクラブや青年会議所などと連携を図ることを検討していくとともに、引き続き、機会を捉え、ボランティアを募集していく。登録されたボランティアに対しても、活動意欲の維持や資質の向上のため、引き続き研修を行っていく。	推進
			災害ボランティア登録者数			
			R2 190			

取組みの課題 地域で活躍する人材の確保

基本方向2 誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり

施策目標4 地域の活動拠点への支援

具体的取り組み1 地域の活動拠点の整備等への助成

事業名	担当課	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
自治会館の建設助成	市民活動課	地域活動の拠点であり、住民の連携を促進するために重要な役割を果たす自治会館の建設やバリアフリー化等に係る費用の助成を行っている。	令和2年度に助成メニューの見直しを実施。見直し内容としては、建築物価の上昇等を考慮し、新築及び建替えに係る助成の限度額を増額するとともに、建物全般の改修に柔軟に活用できる新たなメニューとして改修に係る助成を新設することとした。	市内の自治会館の半数以上が築30年以上を経過しており、今後老朽化等により、様々な箇所の改修ニーズへの対応が必要となる。くる。	自治会のニーズに応じ、助成金を交付すること等を通じて、自治会館の維持管理を支援していく。	推進
			<ul style="list-style-type: none"> ■R2年度実績 ・建替え 2件(2自治会) ・耐震改修 2件(4自治会)※内1件は3自治会の共同管理 ・耐震・バリアフリー改修 1件(1自治会) ・土地取得 1件(1自治会) 			
			拠点となる自治会館の整備により自治会活動の活性化が図られた自治会の数 R2 8自治会			
高齢者居場所づくり事業	地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当)	高齢者居場所づくり事業は、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる場所を創るため、実施場所の登録と情報提供をするものです。一人ひとりが、それぞれの人生の主役です。地域の中で人とつながり、居場所があって、役割があって、することがある。集う人々にとって「やらされ感や義務感」ではなく、「やりがい感や満足感」が生まれる場所、本市ではそのような居場所づくりを目指しています。	平成29年8月から2年で100か所の設置を目標として補助金を交付。平成30年度末で100か所の設置目標を達成したものの、登録校区の偏りを是正するため令和元年度に追加で20か所分の補助金を交付した。補助金の交付については、これをもって終了とした。	現在登録済みの高齢者居場所が継続して活動していくための適切な支援のあり方が課題である。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための情報提供など、活動支援を行う。	見直し
			登録数 R2 116か所	今後は、高齢者居場所の登録数にて管理する。現居場所が継続できるよう事業実績の管理指標とするよう見直しを行い、引き続き活動の支援を行うものとする。		

<p>子どもの居場所づくり(子ども食堂)推進事業【再掲】</p>	<p>子どもの育ち見守りセンター</p>	<p>家で1人で食事をとる、夜遅くまで1人で過ごすといった環境にある子どもたちを対象に、食事や学習支援、団らんの場の提供を行い、子どもたちを見守る活動(子ども食堂)に取り組む市内の団体を支援し、子どもの居場所づくりの充実を推進している。</p> <p>新たに取り組みをはじめめる団体を対象に、補助金の交付申し込みに関する相談を随時受け、審査のうえ、備品購入費などの初期経費や、食材費などの運営経費について補助を行う。</p>	<p>令和2年度は、更新団体18団体に加え、新たに申請があった2団体に補助金交付を行い、20団体22箇所での実施となった。延べ開催回数は217回で、1回の開催当たりの子どもの平均参加人数は28人となった。さらに、各実施団体による取組みが効果的になされるよう、地域や小学校等との関係づくりを支援するとともに、食材の寄付やボランティアの募集、取次ぎを行うなど、団体の安定的な運営のため多方面からの支援を行った。</p>	<p>子ども食堂の開設が求められる校区で、実施主体となる団体等と連携し、開設に向けた支援を行う。</p>	<p>今年度においても、子ども食堂の早期再開を目指して、子ども食堂で弁当配付により子どもたちへ食事を提供する場合等に対して、1食あたり上限500円の補助をする。</p>	<p>推進</p>
		助成件数				
		R2				
		20				

取組みの課題	地域で活躍する人材の確保
基本方向2	誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり
施策目標4	地域の活動拠点への支援
具体的取り組み2	市内施設の活用や事業者との連携による地域福祉活動の支援

事業名	担当課	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
市が所有する施設の活用	健康福祉総務課	地域が行う地域福祉活動を支援するために、公共施設へ利用許可申請を行うことで、活動場所を確保する。	令和2年度は、いきいきサロンや子育てサロン等での利用について、31件行政利用枠として確保し、福祉活動の会場確保の支援を行った。コロナで開催中止となることも多かった。	地域での福祉活動を推進していくためには、活動場所を確保する必要がある。	地域福祉活動を推進するために、引き続き活動場所の確保等の支援を行う。	推進
			行政利用枠で貸室を確保した件数			
			R2			
			31			
事業者による地域交流スペースの提供	健康福祉総務課 社会福祉協議会	枚方市内社会福祉法人が連携して福祉課題解決に向け取り組みを行う「枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会」とコミュニティソーシャルワーカーが連携した事業展開を図る。コミュニティワーカー等が企業や商店会・事業所と地域の橋渡しの役割を担う。	例年、高齢・障害・保育の各分野からの相談員と、CSWが連携し、商業施設で出張相談会を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、開催できなかった。また、CSWの橋渡しの役割として、診療所が診療外時間の待合室を利用したカフェを開き、健康に関する情報提供や気軽に相談できる場を作った例もある。	社会福祉法人(事業者)として、すでに地域と連携し、地域貢献を実施している所もあれば、実施したいと思っても、どのような事が地域で望まれているのか、わからない事業者も多い。地域と繋がっている事業者をモデルケースとし、地域の福祉活動を支援する事業者を増やしていく必要がある。	社会福祉法人地域貢献連絡会として、地域とのつながりをもって貢献活動を実施している法人へのヒヤリングを行い、事例集を作成し、事業所間で共有する予定としている。(R2年度実施予定だったが会議がもてず令和3年度以降取り組む予定)	推進
			相談会参加者数			
			R2			
			0			

取組みの課題	家庭、地域、社会への福祉意識の浸透
基本方向3	誰もが支え合い尊重し合える意識づくり
施策目標1	福祉意識の向上
具体的取り組み1	福祉や人権に関する理解促進のための啓発・情報発信

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
人権啓発事業	人権政策室	<p>人権が尊重されるまちづくりをめざして、啓発事業を実施する。</p> <p>人権文化セミナーとして、高齢者、女性、障害者などさまざまな人権問題に関する講演会や映画会などを実施し、市民の人権意識の高揚を図る。</p> <p>連続講座「生きること」として、講師が自らの体験を一人称で語り、その生き様を通して参加者に「生きること」とは何かを考えてもらう。</p> <p>人権週間事業として毎年12月4日から10日の「人権週間」に併せて街頭啓発や講演会などを実施し、市民の人権意識の高揚を図る。</p> <p>北朝鮮人権侵害問題啓発週間事業として毎年12月10日から16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に併せて拉致問題をはじめとする人権侵害問題に関するパネル展などを実施し、市民の関心と認識を深める。</p>	<p>人権文化セミナーでは、映画「作兵衛さんと日本を掘る」を上映し、91名の参加があった。</p> <p>連続講座「生きること」では計4回の講座で延べ200名の参加があった。</p> <p>人権週間事業では人権擁護委員による人権悩みごと相談を実施したが、講演会は、新型コロナウイルス感染症に係る大阪モデルでレッドステージとなったことを受け、中止した。なお、講演会と併せて実施を予定していた北朝鮮人権侵害問題啓発週間事業の啓発パネル展については、3月に時期を変更して実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染者に関連する誹謗中傷等を行うことのないよう、広報ひらかたや市のホームページ、及び動画等を活用して人権への配慮を呼びかけた。</p>	<p>より多くの市民に参加していただき、人権問題を身近なこととして感じてもらえるような内容を企画する必要がある。</p>	<p>事業委託先の特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会や関係機関等との連携を図り、幅広い層の市民の人権意識の高揚につながるような事業内容を検討していく。</p>	推進
			<p>参観者の満足度(アンケートで「よかった」「とてもよかった」と回答のあった割合)</p>			
			<p>R2</p> <p>94%</p>			
認知症サポーター養成講座	福祉事務所(健康福祉総合相談担当)	<p>高齢者が認知症になっても地域の中で尊厳を持ち、できるだけ自立した生活を維持し、安心して暮らせるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を目的として、認知症について理解する認知症サポーターの養成講座を小・中学校にて開催する。</p>	<p>令和2年度は、小・中学校にて認知症サポーター養成講座を3回開催し、213件のサポーターを養成した。</p>	<p>核家族化が進むなか、認知症についての理解が深まり、より身近なものとして感じられるように、受講者の年齢に応じた講座内容を検討する必要がある。</p>	<p>認知症についての理解がより深まるよう努める。</p>	推進
			<p>小・中学校養成者数</p>			
			<p>R2</p> <p>213</p>			
ゲートキーパー研修	保健医療課	<p>自殺の危機を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋ぎ、見守る「ゲートキーパー」の研修を行う。</p>	<p>市民向けのゲートキーパー研修については、新型コロナウイルスの影響により、実施できなかった。</p> <p>支援者を対象とした研修(オンライン研修を含む)は2回実施し、コロナ禍における自殺予防について啓発研修をおこなった。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、市民向けの研修は中止とせざるを得なかった。</p>	<p>コロナ禍においても実施できる方法を検討し、オンライン開催など感染拡大防止を念頭に実施した。</p>	推進
			<p>ゲートキーパー研修開催回数</p>			
			<p>R2</p> <p>2回</p>			

ほっこりひらかた	福祉事務所(障害福祉担当)	障害に対する正しい理解を深め、地域において、障害がある人もあらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる社会の実現を目指す啓発イベント「ほっこりひらかた」を開催する。	<p>開催に向け、企画等の協議を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から見送りとなりました。</p> <p>参加者数 R2 —</p>	<p>広く、正しく障害への理解を深めていただくには、継続的にイベントを開催し、より多くの方に参加していただくことで、更なる周知啓発を図る必要がある。</p>	<p>今年度も、新型コロナウイルス感染症の観点から状況を注視しつつ、イベントを企画し、障害への正しい理解に繋がるよう周知啓発を図る。</p>	推進
社協ふくしフェスティバル	社会福祉協議会	社会福祉協議会が実施する各種事業の紹介や社会福祉協議会と共に地域で活動するボランティア・福祉団体・施設・関係団体の活動や発表を行うなど、地域福祉活動やボランティア活動を広く市民に広報するための催しを開催している。	<p>例年ラポールひらかたで開催しているが、令和2年度は、隣接地の総合芸術センターの建設のために会場が利用できず、中止となった。</p> <p>参加者数 R2 0</p>	<p>従来はラポールひらかたで集客イベントとして、出店や体験ブース、ステージイベントなどがメインであるが、ソーシャルディスタンスが確保できないため、新たにコロナ禍においても開催できる形を検討する必要がある。</p>	<p>令和3年度はWeb開催(YouTubeライブ)を予定しており、日ごろ社会福祉協議会と関わりのある団体による企画(事前録画)、社協事業の紹介、成年後見制度に関する講演やステージイベントのライブ配信を組み合わせてWeb開催を予定している。</p>	推進

取組みの課題	家庭、地域、社会への福祉意識の浸透
基本方向3	支え合い尊重し合える意識づくり
施策目標1	福祉意識の向上
具体的取り組み2	事業者等による地域貢献活動の広がり

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
社会福祉法人とコミュニティソーシャルワーカー等との連携による出張相談会など	健康福祉総務課 社会福祉協議会	枚方市内社会福祉法人が連携して福祉課題解決に向け取り組みを行う「枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会」とコミュニティソーシャルワーカーが連携した事業展開を図る。コミュニティワーカー等が企業や商店会・事業所と地域の橋渡しの役割を担う。	例年、高齢・障害・保育の各分野からの相談員と、CSWが連携し、商業施設で出張相談会を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、開催できなかった。	社会福祉法人(事業者)として、すでに地域と連携し、地域貢献を実施している所もあれば、実施したいと思っても、どのような事が地域で望まれているのか、わからない事業者も多い。地域と繋がっている事業者をモデルケースとし、地域の福祉活動を支援する事業者を増やしていくことが必要である。	社会福祉法人地域貢献連絡会として、地域とのつながりをもって貢献活動を実施している法人へのヒヤリングを行い、事例集を作成し、事業所間で共有する予定としている。(R2年度実施予定だったが、会議がもてず令和3年度以降取り組む予定)	推進
			提供事業者数			
			R2 0			
民間企業等による社会貢献活動(福祉分野への寄附など)	健康福祉総務課	福祉に関する寄附(福祉基金)の受付を行い、收受した寄附を高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉のためなどに活用している。また、新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附を募り、コロナ対策のために活用する。	令和2年度は福祉基金152件・5,508,057円の寄附があり、民間企業からの寄附はそのうち1件だった。いただいた寄附は令和2年度は高齢者施設などの備品購入のために活用した。コロナ基金へは757件37,269,203円の寄附があり、そのうち民間企業等からの寄附は34件だった。	寄附のきっかけとなるような情報の発信の方法を検討する必要がある。	広く寄附を募れるよう、情報の発信方法を検討し、ホームページの充実などを行っていく。	推進
			寄附のあった企業等の数			
			R2 35			

企業の社会・環境貢献活動【再掲】	農業振興課	枚方市の東部地域に位置する、所有者の高齢化や後継者不足により手入れが行き届かない里山において、CSR活動の一環として里山保全活動を希望する企業に対し、活動フィールドや指導するボランティア団体等のコーディネートを行っている。	令和2年度に新規企業の参加はない。	枚方に貴重な里山があることを知らない人や企業が多いため、里山を知ってもらい啓発活動が必要。また、活動を希望する企業の意向に沿ったフィールドがほとんどない。	枚方市の貴重な里山の魅力や里山保全のCSR活動等の周知を図るとともに、企業が活動できるフィールドが増えるよう、地権者に協力・支援を求める。今後も、積極的にボランティア団体と企業とのコーディネートを行う。	推進
			参加企業数			
			R2			
			5			
学園都市ひらかた推進協議会【再掲】	企画政策室	「学園都市ひらかた」の実現に向けて、枚方市と枚方市内の5大学で構成した協議会・幹事会・事業部会を開催し、調査・研究及び連絡調整を行う。	市関連事業における市内大学との連携として、枚方産学公連携フォーラム2020など、全14事業が実施された。	新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、予定していた事業の多くが中止となったため、目標である5大学で実施した事業に参加した学生の数2600人を達成することができなかった。より多くの市民や学生に参加していただけるよう、各種事業の開催について、WEB上でのイベントや「三密」を避けた運営方法などを、大学側と検討、調整していく。	各種事業の開催について、WEB上でのイベントや「三密」を避けた運営方法などを、大学側と検討、調整していく。	推進
			5大学で実施した事業に参加した学生の数			
			R2			
			934			

取組みの課題	家庭、地域、社会への福祉意識の浸透
基本方向3	支え合い尊重し合える意識づくり
施策目標2	福祉教育の推進
具体的取り組み1	福祉施設や交流の場などでの学習の推進

事業名	担当部署	概要	令和2年度における事業実績	事業の課題	課題を踏まえた令和3年度の取り組み	取組の方向
学校園での福祉教育	認知症サポーター養成講座【再掲】	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	高齢者が認知症になっても地域の中で尊厳を持ち、できるだけ自立した生活を維持し、安心して暮らせるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を目的として、認知症について理解する認知症サポーターの養成講座を小・中学校にて開催する。	令和2年度は、小・中学校にて認知症サポーター養成講座を3回開催し、213件のサポーターを養成した。	核家族化が進むなか、認知症についての理解が深まり、より身近なものとして感じられるように、受講者の年齢に応じた講座内容を検討する必要がある。	認知症についての理解がより深まるよう努める。
			養成者数			
			R2 213			
学校園での福祉教育	DV予防教室	人権政策室	誰もがDVの被害者にも加害者にもならないために、暴力のない環境づくりと子どもの頃からの教育を行う必要があることから、教育委員会と連携し、希望校に対してDV予防教育を実施する。	令和2年度は、市立小学校8校、中学校6校でデートDV予防教育を実施した。	教育委員会と連携し、全校で実施可能な方法について検討を行う必要がある。	全校で実施可能な方法について、教育委員会と協議を行う。
			「暴力を受ける側にも問題や原因がある」と答える中学生の割合			
			R2 54%			

<p>学校園における人権教育</p>	<p>教育支援室 (児童生徒支援担当)</p>	<p>学校園が教育活動において人権教育を適切に位置付け、校園長を中心とした組織的な指導に努め、市立学校園における人権教育の推進を図るため、枚方市人権教育研究協議会を通して研究事業を実施している。</p>	<p>大阪府人権教育研究協議会等による研修等に参加した。</p> <p>研修の参加者数 R2 549人</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開講できない講座もあり、参加者数は例年より少なかった。</p>	<p>主催者側も開催については工夫しており、今後も継続して人権教育を進めていく。</p>	<p>推進</p>
<p>子どものSOS 出し方教育</p>	<p>保健医療課 教育支援室 (児童生徒支援担当)</p>	<p>若年者の自殺対策のため、「SOSの出し方教育」を企画・実施する人材を養成する講習会の周知をしている。(児生担当)</p> <p>児童・生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育の実施。(保健医療)</p>	<p>子どもの人権SOSモニターの活用を小中学校に呼び掛けた(児生担当)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校が休校になるなど教育現場の状況から協議の実施は困難であった。(保健医療課)</p> <p>周知した学校数、教育委員会との協議回数 R2 64校、0回</p>	<p>「SOSの出し方教育」を企画・実施する人材の養成が必要である。(児生担当)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校が休校になるなど教育現場の状況から協議の実施は困難であった。(保健医療課)</p>	<p>今後も「SOSの出し方教育」が進められるよう、研修受講者を増やしていく。(児生担当)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大状況や学校現場の状況を考慮しながら、協議の機会を図る。(保健医療課)</p>	<p>推進</p>
<p>乳幼児と思春期の子どもたちの交流の推進</p>	<p>公立保育幼稚園</p>	<p>中学校の体験学習や高校生ボランティアの受け入れなど、保育所(園)等の乳幼児と中学生・高校生の交流を通じて、保育所(園)等の役割や小さい子どもへの関わり方を学べる機会を設定し、次代を担う親としての意識形成を図る。</p>	<p>中学生の職場体験や高校生のボランティア体験を通して、子どもへのかかわり方や成長過程を学び、保育所の役割を理解してもらう機会を設定してきたが、今年度においては送り出し側の学校がコロナ禍への対応のため事業を中止している。</p> <p>参加校数 R2 0件</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施できなかったが、令和元年度はすべての公立保育所で実施できた。</p>	<p>感染症の状況を見極めながら実施の可否を判断する。</p>	<p>推進</p>

福祉施設での介護体験	学校教育室 (教育指導担当)	「地域等の協力を得ながら社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成すること」を目的として各学校において計画的に福祉施設等での介護体験活動を行っている。	各小中学校において、総合的な学習の時間等において福祉教育に取り組んでいる。 例年、福祉施設等において介護体験活動を実施してきたが、令和2年度はコロナ禍により、感染防止の観点から実施できなかった。	各学校において計画的に福祉施設等での介護体験活動を推進していくためには、関係機関との緊密な連携が必要である。 そのため、コロナ禍における体験活動の手法の検討が必要である。	介護の実体験に意義があることから、コロナ禍の状況を踏まえながら、福祉施設等と協議、調整した上で、実施の可否を判断していく。	推進
			介護体験活動実施校数			
			R2			
			0校			
「ほっこりひらかた」など交流イベントの実施	福祉事務所 (障害福祉担当)	障害に対する正しい理解を深め、地域において、障害がある人もあらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる社会の実現を目指す啓発イベント「ほっこりひらかた」を開催する。	開催に向け、企画等の協議を行いました が、新型コロナウイルスの感染防止の観点から見送りとなった。	広く、正しく障害への理解を深めていただくには、継続的にイベントを開催し、より多くの方に参加していただくことで、更なる周知啓発を図る必要がある。	今年度も、新型コロナウイルス感染症の観点から状況を注視しつつ、イベントを企画し、障害への正しい理解に繋がるよう周知啓発を図る。	推進
			参加者数			
			R2			
			—			

在宅医療・介護連携推進事業【再掲】	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	「地域ケア推進実務者連絡協議会」等既存の連携体制を活用しながら、医療・介護関係者を対象とした多職種連携の研修の継続・充実をはじめ、在宅医療・と介護の連携のための取組みを推進する。	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、講座開催はできず。代わりに、終活や看取りに向けた普及啓発用の冊子を新たに作成(人生会議2,000冊)するとともに、リーフレット60,000冊、エンディングノート3,000冊)を作成、配布した。</p> <p>市民向け講座開催数</p> <p>R2</p> <p>0</p>	医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを過ごせるよう、市民及び医療と介護の専門職向けの普及啓発を引き続き行い、話し合える環境づくりを継続的に取り組むことが必要。また、未然の備えとして、認知症や成年後見制度に関する普及啓発と併せて、周知を図ることが必要である。	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、講座開催に代わり新たな動画や冊子等を作成し、普及啓発を図る。	推進
職員による出前講座	文化生涯学習課	「ひらかたのまちづくり」を市民と共に進めるため、市の職員が地域に伺い、本市の取り組みや暮らしに役立つ様々な情報をお話する「出前講座」を行っている。その講座のテーマの中に福祉に関するテーマがあり、市民からの希望があれば担当課が「出前講座」を行うという開催形態となる。	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、福祉に関する出前講座は6件実施した。</p> <p>開催件数</p> <p>R2</p> <p>6</p>	出前講座にはいろいろなテーマがあり、福祉に関するテーマを市民の方により選択していただけるようにすること。	福祉に関する講座の担当各課と協議等を行い講座の内容やテーマの多様性など質的量的側面などから充実を図る。	推進